

横須賀市教育振興基本計画 第2期実施計画 (2014~2017)



諏訪幼稚園



大楠幼稚園

第66回児童生徒造形作品展から

横須賀市教育委員会

【横須賀市教育振興基本計画 第2期実施計画 目次】

1 第2期実施計画策定にあたって	1
(1) 実施計画の概要	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の対象範囲	1
(4) 実施計画の構成	1
(5) 実施計画の進行管理	1
2 体系図	2
3 子どもの教育に関する考え方	3
□ 横須賀の子ども像	3
□ 目指す子どもの教育の姿	4
□ 重点課題	5
4-1 学校教育編	7
□ 現状と課題	7
□ 今後4年間の取り組みの方向性	12
【目標1】子どもの学びを豊かにします	13
施策(1) 教育活動の充実	13
施策(2) 支援教育の充実	22
<参考> 横須賀市支援教育推進プランについて	22
施策(3) 国際教育の推進と英語教育の充実	27
施策(4) 情報教育の推進	28
施策(5) 校種間連携の推進	29
【目標2】学校の組織力や教職員の力を高めます	31
※求められる学校像・求められる教師像	31
施策(6) 学校運営改善の充実	32
施策(7) 教職員の研究・研修の充実	33
施策(8) 学校における校内研究・研修への支援の充実	36
施策(9) 教員が子どもと向き合う環境づくりの推進	37
【目標3】学校・家庭・地域の連携を深めます	38
施策(10) 開かれた学校づくりの充実	38

施策 (11)	家庭との連携による生活・学習習慣の確立	39
施策 (12)	地域教育力の活用の充実	40
施策 (13)	放課後等児童対策の推進	40
【目標 4】	教育環境を整備し、充実させます	41
施策 (14)	学校の適正規模・適正配置の推進	41
施策 (15)	就学支援などの充実	42
施策 (16)	学校の安全・安心の推進	43
施策 (17)	学校施設・設備の充実	44
施策 (18)	学校緑化の推進	44
□	目標指標 (学校教育編)	45
4-2	社会教育編	47
□	現状と課題	47
□	今後4年間の取り組みの方向性	52
【目標 1】	市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	52
施策 (1)	多様な学習の機会の提供	52
施策 (2)	「人権教育・啓発」の推進	56
施策 (3)	学習の場の提供	57
施策 (4)	学習情報・学習相談の充実	60
【目標 2】	学びの成果が生かせる社会を目指します	62
施策 (5)	学びの成果を地域に生かす活動の支援	62
施策 (6)	学びの成果を評価する仕組みづくりの検討	64
【目標 3】	家庭や地域における教育力の向上を図ります	65
施策 (7)	「学社連携・融合」事業の推進	65
施策 (8)	学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上	66
【目標 4】	文化遺産の保存と活用を推進します	68
施策 (9)	横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承	68
施策 (10)	近代化遺産の調査と保護・活用の推進	71
施策 (11)	伝統文化の保存と継承の推進	72
【目標 5】	図書館・博物館・美術館の活動を充実させます	73
施策 (12)	図書館活動の充実	73
施策 (13)	博物館活動の充実	75
施策 (14)	美術館活動の充実	78
□	目標指標 (社会教育編)	80

4-3 スポーツ編【横須賀市スポーツ振興基本計画】	83
□ 現状と課題	83
□ 今後4年間の取り組みの方向性	85
【目標1】子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります	85
施策(1) 生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進	86
施策(2) 体育・健康教育の充実	87
施策(3) 運動部活動の活性化	88
【目標2】だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことが できる機会を充実させます	89
施策(4) 市民の健康・体力づくりの推進	90
施策(5) 市民が主体となる活動の支援	91
施策(6) スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進	92
施策(7) スポーツ情報提供の充実	93
【目標3】競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を 拡大します	94
施策(8) 国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援	94
施策(9) ホームタウンチームなどとの連携強化	95
施策(10) 各種スポーツ団体への協力と支援	96
施策(11) スポーツ指導者の育成と確保	98
□ 目標指標(スポーツ編)	100
<参考> 横須賀市スポーツ振興基本計画としての位置付けについて	102
5 進行管理	105
<参考> 掲載事業一覧	106
各施策における関連事業の表の見方	113
6 関係資料	115
(1) 注の解説	115
<参考> 新学習指導要領における新たな学力観	123
(2) 計画の検討体制	124
(3) 計画の検討経過	124
(4) 参考データ	125

文中の(注)を付した語句の解説については、本書115ページ掲載の「注の解説」をご覧ください。

1 第2期実施計画 策定にあたって

2 体系図



ろう学校



養護学校

第66回児童生徒造形作品展から

1 第2期実施計画策定にあたって

(1) 実施計画の概要

横須賀市教育委員会は、横須賀市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成23年3月に『横須賀市教育振興基本計画』（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

実施計画は、この基本計画の実現に向けた3年間または4年間の具体的な施策や事業を示す計画です。

(2) 実施計画の期間

基本計画の11年間で3年・4年・4年に区分し、事業の実施計画期間としています。第2期実施計画の計画期間は、平成26年度から29年度までの4年間です。



*本市全体の施策体系を示した計画である「横須賀市基本計画（2011～2021）」および本市の主な実施事業を示す「横須賀市実施計画」と計画期間を合わせています。

(3) 実施計画の対象範囲

実施計画は、原則として、対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、「横須賀市実施計画」および他の分野別計画などに基づき、関係部局と連携し、推進していきます。

(4) 実施計画の構成

実施計画は、基本計画で3つに区分した学校教育編、社会教育編、スポーツ編ごとに目標・施策・事業を体系別に掲載しています。

また、基本計画に掲げた「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」の実現のために、解決すべき重点課題に対応する主な事業を示しています。

(5) 実施計画の進行管理

実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、各編に掲げた目標指標や各事業の行動計画を基に、「教育委員会の点検・評価」の中で進行管理を行います。（「教育委員会の点検・評価」については、105ページ参照）

2 体系図

学校教育編では「『生きる力』の育成」を、社会教育編では「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を、スポーツ編では「豊かなスポーツライフの実現」を目指し、各編ごとに定めた目標と、その実現に向けた施策の体系を示しています。

横須賀市教育振興基本計画

学校教育編

「『生きる力』の育成」

7ページ～

目標		施策
1	子どもの学びを豊かにします	(1)教育活動の充実 (2)支援教育の充実
		(3)国際教育の推進と英語教育の充実
		(4)情報教育の推進 (5)校種間連携の推進
2	学校の組織力や教職員の力を高めます	(6)学校運営改善の充実 (7)教職員の研究・研修の充実
		(8)学校における校内研究・研修への支援の充実
		(9)教員が子どもと向き合う環境づくりの推進
3	学校・家庭・地域の連携を深めます	(10)開かれた学校づくりの充実 (11)家庭との連携による生活・学習習慣の確立
		(12)地域教育力の活用の充実 (13)放課後等児童対策の推進
4	教育環境を整備し、充実させます	(14)学校の適正規模・適正配置の推進 (15)就学支援などの充実
		(16)学校の安全・安心の推進 (17)学校施設・設備の充実 (18)学校緑化の推進

社会教育編

「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」

47ページ～

目標		施策
1	市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります	(1)多様な学習の機会の提供 (2)「人権教育・啓発」の推進
		(3)学習の場の提供 (4)学習情報・学習相談の充実
2	学びの成果が生かせる社会を目指します	(5)学びの成果を地域に生かす活動の支援
		(6)学びの成果を評価する仕組みづくりの検討
3	家庭や地域における教育力の向上を図ります	(7)「学社連携・融合」事業の推進
		(8)学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上
4	文化遺産の保存と活用を推進します	(9)横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承
		(10)近代化遺産の調査と保護・活用の推進 (11)伝統文化の保存と継承の推進
5	図書館・博物館・美術館の活動を充実させます	(12)図書館活動の充実 (13)博物館活動の充実
		(14)美術館活動の充実

スポーツ編

「豊かなスポーツライフの実現」

83ページ～

目標		施策
1	子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります	(1)生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進 (2)体育・健康教育の充実
		(3)運動部活動の活性化
2	だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます	(4)市民の健康・体力づくりの推進 (5)市民が主体となる活動の支援
		(6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進 (7)スポーツ情報提供の充実
3	競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します	(8)国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援
		(9)ホームタウンチームなどとの連携強化
		(10)各種スポーツ団体への協力と支援 (11)スポーツ指導者の育成と確保

3 子どもの教育に 関する考え方



「第14回全国中学生創造ものづくり
教育フェア」全国大会

「あなたのためのおべんとう」コンクール 優勝
テーマ【腰痛の母のためのリバウンド防止弁当】

長沢中学校



「第14回全国中学生創造ものづくり
教育フェア」関東甲信越地区大会出場

「創造アイデアロボットコンテスト」
応用部門【フレイター】

浦賀中学校

3 子どもの教育に関する考え方

平成23年3月に策定した基本計画では、子どもは未来を担うとても大切な存在であることや、子どもの現状や社会的背景に鑑みて、子どもの教育を重点的に捉えることとしています。第2期実施計画でも、子どもの教育に重点を置いた施策・事業を推進していきます。

子どもは、家族や教師、地域の人々など、多くの人と出会い、支えられ、さまざまな影響を受けることにより成長し、社会を担う人となっていきます。それゆえ社会全体で子どもの成長・発達に関わっていくことが不可欠です。

そのために、基本計画では、11年間を通じての「横須賀の子ども像」と「目指す子どもの教育の姿」を示し、学校教育はもとより、社会教育、スポーツにおいても、学校・家庭・地域が共通の意識を持ち、相互に連携を図って、子どもの教育に取り組むということに重きを置いて、各編の施策・事業を推進していきます。

【横須賀の子ども像】 『人間性豊かな子ども』

自ら進んで学び、問題解決する力を身に付けている

生命や人権を尊重し、他者との豊かな関わりを持っている

心と体の健康を意識し、健やかな体を持っている

自らの可能性を信じ、夢や目標に向かって努力している

社会の一員としてルールを守り、主体的に社会に貢献している

郷土を愛し、豊かな国際性を身に付けている

これまで、横須賀市では目指す子ども像を『人間性豊かな子ども』とし、子どもの豊かな人格形成に向けて取り組んできました。

これまでの経緯や子どもの現状を考え合わせ、「横須賀の子ども像」として、引き続き『人間性豊かな子ども』を位置付けることとしました。また、教育基本法を踏まえ、学習指導要領における「生きる力」や横須賀の子ども達の現状と課題を勘案し、特に大切にしたい6つの要素を掲げます。

【目指す子どもの教育の姿】

『学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすとともに、
信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている』

学 校

家庭や地域に積極的に関わりを求め、教育活動への協力体制を築くとともに、さまざまな教育活動を通して、子どもの「生きる力」を育成している。

家 庭

教育の原点であり、学校や地域に積極的に関わるとともに、子どもが、基本的な生活習慣を身に付けられるよう、また、自立心や思いやりの心などを持てるよう、子どもを育てている。

地 域

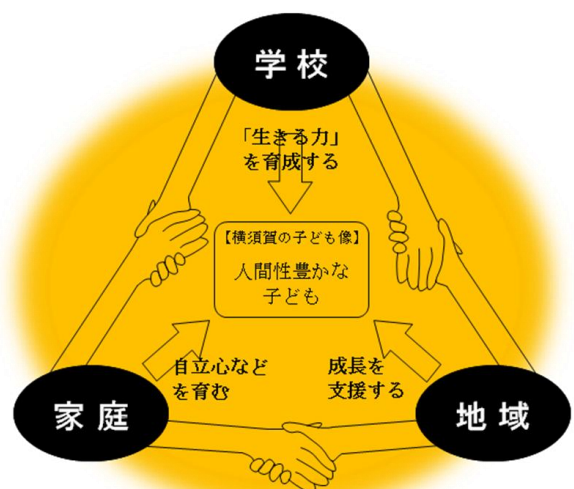
日常生活はもとより、行事、生涯学習、スポーツ、企業活動など様々な場面において、子どもや家庭に積極的に関わり、学校と連携して、子どもの成長を支援している。

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることを特に重大な課題と捉え、学校・家庭・地域が本来の教育機能を発揮し、連携して、子どもを育てている状態を「目指す子どもの教育の姿」としました。

また、学校・家庭・地域が、主体的に子どもに関わる意識を持ち、役割を果たせるよう、子どもを育てているそれぞれの姿を示しました。

なお、教育委員会は、学校・家庭・地域が「目指す子どもの教育の姿」に向かって進めるよう、積極的に支援や仕組みづくりを行っていきます。

「目指す子どもの教育の姿」イメージ図



重点課題

(平成 26 年度～平成 29 年度)

「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え「重点課題」として位置付けました。

重点課題1 学校・家庭・地域の連携推進

食事、睡眠、あいさつなどの基本的な生活習慣、家庭学習や読書、運動の習慣、社会のルールを守るといった規範意識^(注1)などを子どもに身に付けさせるには、学校・家庭・地域が共通の認識を持って子どもを育むことが重要です。そのために、学校・家庭・地域の連携をさらに推進することを目指して、学社連携・融合^(注2)や地域スポーツの充実、家庭向けリーフレットの配布など、学校・家庭・地域が、共に子どもの教育に関わる仕組みや場、機会を充実させます。また、家庭や地域の教育力の向上を目指して、学習の機会および各種情報を提供します。

重点課題2 学力・体力の向上

子どもの「学力や体力」に関する課題の解決に向けて、「思考力・判断力・表現力」「学習意欲や持続性」「体力・運動能力」の向上を目指し、各学校の「学力向上プラン」の充実や、子どもの「健康・体力向上」のための対策に取り組みます。また、義務教育9年間においては、学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図ります。

重点課題3 いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決

子どもの心の一面を映し出しているともいえる「いじめや暴力行為の発生率」「不登校^(注3)の出現率」が高いという状況を改善し、未然防止と早期解決を目指して、相談体制の整備を進めるほか、総合的な支援策や関係機関とのさらなる連携を進めます。また、小学校教育と中学校教育の滑らかな接続を図ることにより、子どもの過度な心の負担を減らします。

重点課題4 学校の教育力向上

教員が子どもと向き合う時間が十分に確保できていないことや、経験年数の少ない教員の割合が増えていることによるさまざまな課題に対応し、学校の教育力の向上を目指して、教員が子どもと向き合う環境づくりや人材育成などの支援策を進めます。

重点課題5 社会教育施設による学習支援の推進

子どもの感性を磨き、創造性を培い、個性を伸ばせるような展示や体験的教育プログラムを社会教育施設^(注4)の多様性、専門性を生かして提供します。

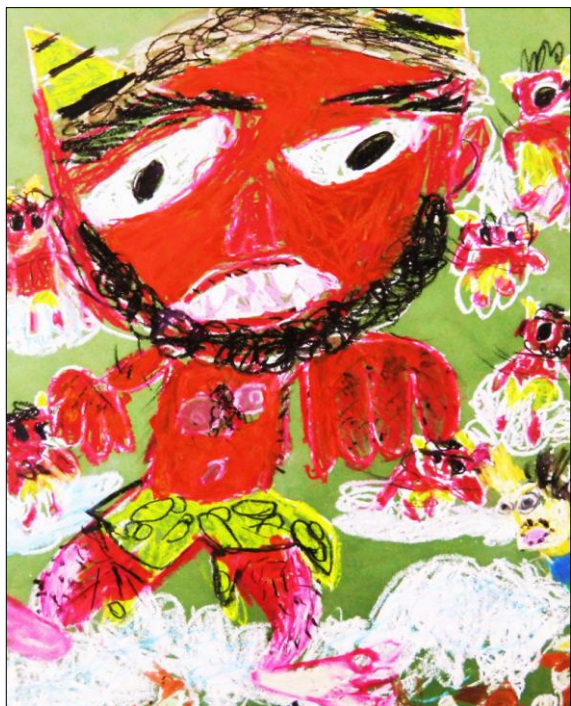
重点課題に対応する主な事業

学校教育編、社会教育編、スポーツ編の事業のうち、重点課題に対応する主な事業を示しました。

重点課題 No					事業名	掲載編	頁
1	2	3	4	5	子ども読書活動推進事業	学校教育編	16
1	2	3	4	5	「輝け！よこすかの子どもたち（市民向け広報紙）」の発行	学校教育編	38
1	2	3	4	5	学校いきいき事業	学校教育編	40
1	2	3	4	5	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討	社会教育編	65
1	2	3	4	5	家庭教育講演会の開催	社会教育編	66
1	2	3	4	5	総合型地域スポーツクラブ ^(注5) 育成事業	スポーツ編	91
1	2	3	4	5	家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立	学校教育編	39
1	2	3	4	5	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ編	86
1	2	3	4	5	学校評価推進事業	学校教育編	32
1	2	3	4	5	学力向上事業	学校教育編	14
1	2	3	4	5	小中一貫教育 ^(注6) 推進事業	学校教育編	29
1	2	3	4	5	支援教育 ^(注7) 推進事業	学校教育編	24
1	2	3	4	5	いじめ・不登校 ^(注3) 対策事業	学校教育編	24
1	2	3	4	5	人材育成推進支援	学校教育編	36
1	2	3	4	5	子どもと向き合う環境づくりの推進	学校教育編	37
1	2	3	4	5	子ども読書活動推進事業	社会教育編	74
1	2	3	4	5	子ども向け博物館教育普及活動の推進	社会教育編	76
1	2	3	4	5	美術館展覧会の充実	社会教育編	78
1	2	3	4	5	美術館教育普及活動の推進	社会教育編	78

※網掛けの番号は、事業が対応する重点課題の番号を示します。

4-1 第2期実施計画 (学校教育編)



「びっくりしたなあ」
田戸小学校 1年生
サンタネロ ティファニー亜海さん



「小人たちのがいせん門になるガリバー」
汐入小学校 4年生
鳥海 碧生さん

第25回読書感想画中央コンクール「神奈川審査会」最優秀賞

4-1 学校教育編 「『生きる力』の育成」

現状と課題

子どもは、限りない可能性を秘めた未来を担う存在です。そして、より良く生きようと自分自身を成長させていくエネルギーに満ちています。

これまで横須賀市の学校教育では、目指す子ども像を「人間性豊かな子ども」とし、各学校では、これをもとに学校教育目標を定め、その実現に向けて努力を積み重ねてきました。

子どもは、人や自然、社会との関わりの中で成長していくものであり、学校教育の成果を客観的に捉えることは容易ではありません。しかし、子どもの「生きる力」の育成に必要な施策を講じるために、学校教育の現状と課題を、子どもの状況と学校の状況の両面から捉えます。

1 子どもの現状と課題

子どもがこれからの変化の激しい社会の中で自立して生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育てていくことが重要です。

そこで「学力や学習の状況」「心の状況」「体の状況」という視点から、子どもの現状と課題を捉えます。

(1) 子どもの学力や学習の状況

全国的な傾向として、全国学力・学習状況調査^(注8)の結果や各種国際調査の結果から、基礎的・基本的な知識・技能の習得については、個別には課題のある事項もあるものの全体としては一定の成果が認められている。一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題については課題があることが指摘されています。また、学校外での学習時間についてみると、全国学力・学習状況調査の結果からは「家で学校の宿題をする」という回答が、小学生では若干の増加傾向、中学生では増加傾向があるなど、改善の兆しが見られるものの、宿題をする時間は、小学生、中学生ともに国際平均よりも短いということが指摘されています。

本市における全国学力・学習状況調査の結果をみると、小中ともに、国語では、すでに学習した漢字を日常生活で活用することや目的や意図を考えながら文章を書くことなどに課題があります。また、算数・数学では、道筋を立てて考えたり根拠を明確にして説明したりすることに課題があります。わかる授業を通して、基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、自らの知識や経験を基に問題を解決できるようにするなど、子ども自身に学ぶことの楽しさや自分の成長を感じさせ、さらなる学習への意欲や自己肯定感を育てていくことが重要となります。なお、平成24年度「横須賀市教育アンケート」の結果では、『授業理解度』の項目において、「よくわかる」「だいたいわかる」を選択した児童生徒は、小学生で75.7%、中学生で59.5%、高校生で63.8%となっており、いずれの学校段階においても、平成21年度「横須賀市教育アンケート」の結果よりも伸びています。一方、平成21年度「横須賀市教育アンケート」の結果と比べると中学生と高校生について改善が見られるものの、『学校外での勉強時間』の項目において「ほとんど学習をしていない」を選択した児童生徒は、小学生で15.5%、中学生で18.0%、高校生で50.4%となっており、いずれの学校

段階においても、依然として課題が見られます。家庭や地域と連携して、子どもの家庭学習の習慣を確立し、学力を向上させていくことが求められています。

(2) 子どもの心の状況

全国的な傾向として、児童生徒の家庭環境等の変化に加え、自然体験活動などの機会が減少し、他者や社会、自然・環境との関わりが弱くなっていること、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること、携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、有害情報に接する危険性が増していることを背景に、「生命尊重の心や自尊感情が乏しい」「基本的な生活習慣の確立が不十分」「規範意識^(注1)の低下」「人間関係を築く力や社会性の育成が不十分」「社会参画に関する意識に課題がある」などの指摘があります。

本市の各学校では、学校をあげてあいさつに取り組んだり、異学年で一緒に活動する場を設定したり、学習の場を地域や社会に求めたりするなどして、多くの人との関わりを通して豊かな心を育もうとしてきました。また、道徳の時間を中心に、学校教育全体を通して道徳教育の推進に努め、子どもに寄り添い、豊かな心を育んできました。このような教育活動により、年下の子やお年寄りに、思いやりを持って手を差し伸べる姿や、自分の目標に向かって進路を切り開く子どもの姿などがみられます。

本市におけるいじめや暴力行為の発生率、不登校^(注3)の出現率は、学校でのきめ細やかな見とりにより徐々に減少の傾向にありますが、全国平均を上回る状況にあります。子どもの心の一面を映し出しているともいえるこれらの状況を改善するために、各学校では一人一人に目を向けた細やかな指導を心掛けるとともに、スクールカウンセラー^(注9)や、ふれあい相談員^(注10)、登校支援相談員^(注10)など、子どもや保護者が不安や悩みを相談できる人材の活用も図ってきました。今後も引き続き、状況の改善に向けて、具体的な支援策の検討とともに、より一層、支援教育^(注7)の視点に立った日常的な取り組みが求められています。

(3) 子どもの体の状況

全国的な傾向として、子どもの体力は、おおむね低下傾向に歯止めが掛かってきているが、昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は低い状況にあること、積極的にスポーツする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることが指摘されています。また、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応する必要があること、子どもの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせる必要があることなども指摘されています。

平成24年度「体力・運動能力調査」において、小学校5年生と中学校2年生で全国と本市の結果を比べると、半数以上の種目で全国平均を下回っており、体力合計数では小学校、中学校ともに全国との差が見られます。同調査で生活習慣について、毎日朝食を取る割合を比べると、小中学生ともに全国平均を下回っています。また、睡眠時間については、体力との関係で小学生は8時間以上、中学生は6時間以上8時間未満が最適といわれていますが、その割合が、小学生では全国平均を上回り、中学生は全国平均を下回っています。

また、平成24年度「横須賀市教育アンケート」において、『健康や体力に関する問題』では、「疲れがたまっている」「ふだん、寝不足である」「体力がない」「いらいらすることが多い」の回答が

上位を占めています。体力は、人間の活動の源であり、健康維持の他、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっているといわれています。運動時間の減少や体力の低下は、本市においても憂慮される状況であり、食事や運動、睡眠などの基本的な生活習慣の確立をはじめ、健やかな体を育成する取り組みを、子どもの発達の段階に合わせて計画的に実施していくことが求められています。

※参考文献：「第2期教育振興基本計画について(答申) 平成25年4月」中央教育審議会

2 学校の現状と課題

学校の役割は、創意工夫を生かした教育課程^(注11)を編成し、子どもの「生きる力」を育成することです。そのためには、教職員一人一人の力量や学校の組織としての力を高めるとともに、外部の教育力を活用するなど、家庭や地域、校種^(注12)の異なる学校などと連携することが不可欠です。また、施設や設備の整備や専門性のある人の配置など、教育環境の整備を進めてきています。

そこで「学校の組織力・教職員の力」「校種間・家庭・地域との連携」「教育環境の整備」という視点から、学校の現状と課題を捉えます。

(1) 学校の組織力・教職員の力

各学校では、学校教育目標の実現に向けて教職員が力を合わせています。また、さまざまな課題に組織的・機動的に対応できるよう、総括教諭などをグループリーダーに位置付け、組織の在り方も見直し、学校の組織力を高めています。また、「学校評価」により自校の教育活動の状況を捉え、改善に生かしています。学校評議員^(注13)はもとより、保護者や児童生徒へのアンケートを活用した自己評価^(注14)だけでなく、学校関係者評価^(注15)に積極的に取り組み、評価の客観性や妥当性を高める努力をしています。このことにより、学校運営に関する具体的な改善策を打ち出すことができるようになり、児童生徒や地域の実態に合った学校づくりが進められています。なお、いじめに関しては大きな社会問題となっており、未然防止のための日ごろからの取り組みや事案が起きたときの適切な初期対応のためには、校内で組織的に対応することが求められています。

一人一人の教員には、子ども同士が学び合い、学ぶ喜びを感じられる授業を行うことや、児童生徒の心に寄り添い対応すること、学級や学年といった子どもの集団としての力を高めることなどが求められています。また、社会状況の変化によって保護者の価値観が多様化し、学校にさまざまな意見や要望が寄せられるようになりました。さらに、子どもを取り巻く環境の変化から教育課題も多様化し、いじめ・暴力行為・不登校^(注3)、一人一人の教育的ニーズに対応する力や、小学校外国語活動^(注16)、さまざまな教科を通じて行う情報教育・キャリア教育^(注17)・食教育^(注18)・環境教育などを推進する力も求められるようになりました。

教職員は研修の機会を活用して指導力を高めることや、校内研究を通して授業改善や学校づくりを進める努力をしていますが、さまざまな教育課題に対応するための会議や打ち合わせ、事務処理、報告書の作成、保護者への対応など、仕事が多岐にわたり、授業づくりや児童生徒指導に十分なエネルギーを注げない状況があります。教員が一人一人の指導力を高め、十分に子どもと向き合うことができるよう、そのための時間を確保する方策を具体化していくことが求められています。

また、団塊の世代の退職により、ここ数年、毎年100人近くの新規採用教員が配置されるようになりました。経験を積み重ねてきた教員の大量退職により、年齢構成にアンバランスが生じていま

す。その結果、児童生徒指導や教科指導、学級・学年経営などに関するさまざまな技術や経験に基づく適切な対応の仕方が継承されにくいことや、リーダーシップを発揮して学年や学校を動かす人材が急激に不足することなどが懸念されます。このような状況の中、人材育成を進め、学校の組織力を高めていくことが求められています。

(2) 校種^(注12)間・家庭・地域との連携

ここ数年、子どもの実態や教育の系統性・連続性という視点から、さまざまな連携・協力の重要性への認識が高まってきました。学校が、子どもの「生きる力」を育むためには、校種間の連携や家庭・地域との連携が不可欠です。

学校では、子どもが実感を伴って学ぶことができるよう、例えば、地域の素材を取り入れることや地域の方をゲストティーチャー^(注19)として迎えるなど、地域と連携した取り組みをしています。また、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校の連携を図り、児童生徒の交流活動や教職員の研修会などを実施し、小1プロブレム^(注20)や中1ギャップ^(注21)への対応を進めています。特に義務教育9年間については、学びの系統性・連続性を重視した教育をさらに進めるために、小中一貫教育^(注6)の研究を進めています。また、これらの取り組みと併行して、平成25年度で全校実施から10年を迎えた学校選択制について見直しを含め、検討を行っていきます。

地域の協力を得て、子どもを取り巻く教育環境も向上しています。例えば、学校図書館の整備や本の読み聞かせなどのボランティアも増え、子どもに豊かな学習環境や言語環境を提供してくれています。また、地域の方々が児童生徒の登下校を見守ってくれています。これらのことにより、地域の方との触れ合いや元気なあいさつが広がったことも報告されています。

今後も、子どもの「生きる力」を育むために、学校、家庭や地域、関係諸機関、行政がさらに連携を深め、それぞれの役割を果たすことによって、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、運動習慣を確立していくこと、規範意識^(注1)や社会性を身に付けさせていくことなどが求められています。

(3) 教育環境の整備

各学校では、安全点検や修繕をはじめ、日頃より整理整頓や清掃を心掛け、子どもが落ち着いた環境で学ぶことができるよう努めています。また、子どもの作品やニュースを紹介したり、花壇に草花を植えたりして、豊かな環境で学ぶことができるようにしています。

教育委員会としても、施設設備の整備や専門的な人の配置、条件整備など、さまざまな教育環境の整備に取り組んできました。

学校防災に重点を置いた環境整備として、全ての学校における耐震補強工事および児童生徒用の防災備蓄品の配備を行いました。

安全・安心に配慮した環境整備として、小学校、ろう学校、養護学校の校門に防犯カメラを設置しました。

学習環境を向上させるための整備として、普通教室と特別教室の一部へ空調設備を設置することや、小学校校庭の芝生化を進めています。

情報教育の充実を図るための環境整備として、全ての学校に40台のパソコンを備えた教室を整備するとともに、全ての普通教室に1台、教員一人に1台のパソコンを整備しました。また、プロジェクターや実物投影機などの整備も順次進めています。

情報モラル^(注22)の育成やICT^(注23)を活用した授業を支援するために、教育の情報化支援員を各学校に派遣しました。今後は、これら最新の情報機器や人材をどのように効果的に活用していくかが課題となります。

子どもたちの読書への関心や主体的に学ぶ力を育成するために、学校図書館コーディネーター(いわゆる学校司書)等を配置し、学校図書館活用教育の充実を図っています。

小学校外国語活動^(注16)や中学校外国語教育の質の向上に向け、外国語指導助手(ALT^(注24))や外国人英語教員(FLT^(注25))といった専門的な職員を配置し、子どもの国際コミュニケーション能力^(注26)の育成に成果を上げています。

子どもの学習環境を考える上で、学校規模(学級数)も重要な視点の一つです。本市では、児童生徒数の減少により小規模化が進んでいる学校があります。その中で、子ども同士が豊かな人間関係を築き、互いに学び合う学習環境を確保することが課題となっています。

子ども一人一人の教育的ニーズに応える支援教育^(注7)も推進しています。各学校には、相談室を設置するとともに、スクールカウンセラー^(注9)やふれあい相談員^(注10)、登校支援相談員^(注10)、介助員^(注27)、日本語指導員^(注28)などを配置し、支援の場や手立て、機会を充実させることに努めるとともに、支援教育コーディネーター^(注29)を中心とした校内における支援体制の整備に取り組んできました。特別支援学級^(注30)を全ての学校に設置できる条件も整えました。

平成24年7月には、中央教育審議会から『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(注31)構築のための特別支援教育の推進』という報告が出され、障害のある者と障害のない者が共に学ぶための「合理的配慮」の提供が必要とされています。障害のあるなしにかかわらず、ともに学びともに育つための人権意識をよりいっそう高めるとともに、手すりやスロープなどの基礎的環境整備を進めていくことも必要です。また、いじめや不登校^(注3)等の未然防止や早期対応に向けて、中学校だけでなく小学校においてもスクールカウンセラーの配置を進めています。これからは、児童生徒を取り巻く環境を整えるような働きかけをするスクールソーシャルワーカー^(注32)の活用も含め、相談体制をさらに充実させることが求められています。

就学支援については、厳しい経済状況を反映して、小中学校の就学援助費および高校の奨学金の申請者が増えています。経済的理由により、児童生徒が教育を受ける機会が損なわれないよう、就学援助費から奨学金等を含む、さまざまな就学支援のあり方について、総合的に検討する必要があります。

今後も引き続き、学校の教育環境を計画的に整備し、効果的に人材などを活用していくことが求められています。

今後4年間の取り組みの方向性

学校教育編では、『生きる力』の育成」を、11年間(2011～2021)を通じて目指しています。

子どもがこれからの変化の激しい社会の中で自立して生きていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、これからの4年間、校種^(注12)間の連携をさらに深めながら、4つの目標を掲げ、取り組みます。

特に義務教育9年間については、発達の段階に応じた一貫性のある学習指導・生活指導を行うことによって、さらに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を保障し、児童生徒一人一人が充実した学校生活を送ることができると考えます。そこで、小中学校の教職員が義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識をもち、児童生徒や地域の実態をもとに共通の教育方針を設定するなど、小中で一貫した教育活動に取り組みます。

「確かな学力」… 基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力です。また、学習意欲も重要な要素です。

「豊かな心」… 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労の尊さを重んじる心などです。

「健やかな体」… たくましく生きるために必要な健康や体力のことです。

※参考文献：中央教育審議会答申（平成20年）、学習指導要領^(注33)（平成20年）総則編・道徳編
 ※学力の捉え方については、本書123ページ掲載の「新学習指導要領における新たな学力観」をご覧ください。

【学校教育編 4つの目標】

- 目標1 子どもの学びを豊かにします
- 目標2 学校の組織力や教職員の力を高めます
- 目標3 学校・家庭・地域の連携を深めます
- 目標4 教育環境を整備し、充実させます

目標1 子どもの学びを豊かにします

子どもの「学び」とは、人、もの、事柄との出会いや体験を通して、また、目的を持って考えたり調べたり、友だちと意見を交換したりすることによって、新たな見方や考え方を、自ら身に付けていくことと捉えています。

子どもにとって、学びが魅力的なもの、価値あるものになるよう、また学ぶ楽しさとともに自分の力や成長を感じ、学ぶことの大切さを実感できるよう、学びを豊かにすることを目指します。

この目標の下、学校で展開される教育活動を充実させるとともに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて必要な指導・支援を行う支援教育^(注7)の充実を図ります。そして、グローバル化や情報化の進展といった社会的背景を踏まえ、今後より一層求められる国際コミュニケーション能力^(注26)や高度情報化社会を生きていく力の育成を目指した国際教育や情報教育を充実させます。また、「自分の命を自分で守ることができる子ども」の育成を目指し、学校における防災教育の充実を図ります。義務教育9年間については、学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図ります。

施策(1) 教育活動の充実

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指した①から③の取り組みにより教育活動の充実を図ります。

- ①子どもの学力や学習状況を客観的に把握し、授業研究を計画的に実施して「分かる授業」「学ぶ楽しさを実感できる授業」づくりに努めるなど、学校全体で学力向上の取り組みを推進します。また、家庭と連携して子どもの学習習慣の確立を図ります。
- ②さまざまな教育活動を通して、道徳教育や男女共同参画などを含む人権教育の推進を図るとともに、関係諸機関と連携してキャリア教育^(注17)を推進します。また、危険予測・危険回避の能力を育成するため防災教育の充実を図ります。さらに、文化的行事を開催するなど、優れた音楽や芸術作品などに触れる機会を設けるとともに、文化部や運動部など、子どもが取り組む文化・スポーツ活動を支援します。
- ③児童生徒の体力や運動能力、生活習慣に関する実態を把握し、それを活用した体育の授業の改善や、児童生徒がスポーツに親しむ機会の確保に努めます。また、児童生徒が自ら考え、判断して、健康的な生活を送ることができるよう、生活習慣を見直す機会の確保や、食に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの健康教育を進めます。

【関連事業】 ※関連事業の表の見方については、113 ページをご覧ください。

事業名	学力向上事業【教育指導課】【教育研究所】【教育政策担当】				
概要	「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みの充実を図ります。また、教員の授業力向上や人材育成を進めるための学校組織の活性化を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	各学校が作成する「学力向上プラン」充実のための指導主事 ^(注34) の派遣	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学力向上推進担当者会 (総括教諭等学校運営推進者連絡会)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学力向上推進モデル校	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学力向上放課後教室・サポートティーチャー ^(注35)	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭学習啓発リーフレット	配布	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭学習用データベースバンク	整備	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀市学力向上推進委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育フォーラム	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀市学習状況調査 ^(注36)	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀の学力向上について調査・研究(研究員会 ^(注37))	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学力向上をねらいとした研修体系	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教師力アップ ^(注38) プロジェクト	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀総合高等学校でのサテライト授業	開設	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	キャリア教育 ^(注17) 推進事業【教育指導課】				
概要	児童生徒一人一人に、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けさせるために、学校と地域および学校間で円滑な接続を図り、キャリア教育を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	横須賀市キャリア教育推進協議会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	よこすかキャリア教育推進事業事務局（横須賀商工会議所内）	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	キャリア教育担当者会（総括教諭等学校運営推進者連絡会）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各校のキャリア教育情報のイントラネットへの掲載	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学生向け体験型教育支援プログラム	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	防災教育推進事業【教育指導課】				
概要	東日本大震災の経験から、自分および他者の危険予測・危険回避の能力を育成するため防災教育の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	防災教育指導資料集の作成・配布	作成・配布	—	—	—
	防災教育指導資料集の活用・実践	—	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	防災教育に関する研修会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	防災教育推進モデル校	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子ども読書活動推進事業【教育指導課】				
概要	児童生徒の読書への関心や主体的な学習の力を高めるために、学校図書館機能の充実を目指し、学校図書館コーディネーター(いわゆる学校司書)等の配置や蔵書情報のデータベース化、教職員の研修の充実、市立図書館との連携を強化します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校図書館コーディネーター(いわゆる学校司書)等	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	蔵書情報のデータベース化	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	司書教諭研修講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市立図書館の資料活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ボランティアの養成	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校人権教育推進事業【教育指導課】				
概要	人権教育の研修などの充実を図り、教員が人権尊重の理念について理解を深め、関係機関やNPO ^(注39) 等と連携して、人権教育を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	人権教育研修講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権教育指導者養成講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権団体主催の研修会などへの参加	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	道徳教育推進事業【教育指導課】				
概要	道徳教育の研修などの充実を図り、教員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するなどしてその解明を図り、指導力を向上させることにより、道徳教育を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	道徳教育連携推進講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	道徳教育担当者会 (総括教諭等学校運営推進者連絡会)	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	食教育^(注18)の推進【学校保健課】				
概要	子どもたちが「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培っていけるよう、食教育を進めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	教職員研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	児童生徒、保護者、教職員の意識啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	安全、安心な学校給食の提供と充実【学校保健課】				
概要	安全、安心でおいしい学校給食を安定的に提供し、児童生徒の心身の健全な発達と食生活の改善に資するため、学校給食にかかわる諸課題に取り組み、学校給食の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	保護者へのアレルギー情報の提供などの対応	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校給食にかかわる各種研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地産地消の普及啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校給食用食器の改善	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	(仮称)横須賀給食弁当の実施【学校保健課】				
概要	中学校で行っているパン・弁当の注文販売であるスクールランチ ^(注40) に、教育委員会の管理栄養士が小学校給食をアレンジした献立の弁当をとり入れます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	(仮称)横須賀給食弁当	試行	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進【学校保健課】				
概要	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を開催し、薬物乱用などが心身の健康に及ぼす影響について、児童生徒の理解を深めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教育課程研究会^(注41)の実施【教育指導課】				
概要	各教育課程研究会を通して、教育課程 ^(注11) の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の指導力の向上に資するとともに、学校教育の改善および充実を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	幼稚園教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高等学校教育課程研究会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	幼児教育充実事業【教育指導課】				
概要	市立幼稚園2園の「幼児教育センター的な役割」を強化し、その施設や機能を生かして子育て支援を充実させます。また、幼児期における教育課題に取り組んだ成果を市内に発信するとともに、療育相談センターなどと連携して障害のある子どもを受け入れる仕組みをつくり、市立幼稚園2園が「幼稚園教育のモデル的な役割」を担えるようにします。このような取り組みに加え、私立幼稚園、市立・私立保育所と連携して本市幼児教育の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	子育て支援教室	検討	⇒⇒⇒	開催	⇒⇒⇒
	公開保育・研究発表	年2回実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	障害のある子どもの受け入れ	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	幼稚園教育課程研究会を活用した私立幼稚園、市立・私立保育所との連携	実施	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀総合高等学校教育改革事業【教育政策担当】				
概要	開校（平成15年）より10年を迎えた市立横須賀総合高等学校の今後の在り方を検討し、教育改革を進め、横須賀唯一の市立高校として特色ある学校教育の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	横須賀市立高等学校教育改革検討委員会	開催	—	—	—
	答申の実現に向けた取り組み	答申を受けて検討	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教育施策調査研究事業【教育政策担当】				
概要	教育の充実を目指して、教育の現状把握や教育課題の解決を図るための調査・研究を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	各種調査・研究	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	芸術鑑賞会の開催【教育指導課】				
概要	児童がよこすか芸術劇場・横須賀美術館で、優れた演奏や作品を鑑賞する機会を設け、豊かな心を育てることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	オーケストラ鑑賞会（5年生）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	美術作品鑑賞会（6年生） ※社会教育編 78 ページに掲載	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子どものための音楽会の開催【教育指導課】				
概要	子どもがよこすか芸術劇場で、横須賀を主題とした芸術作品（組曲「横須賀」）に直接触れる機会を設けることにより、郷土を愛する心を育てます。また、吹奏楽部の合同バンドによる演奏や小中学生の作詞・作曲による作品の演奏を聴くことにより、文化活動への関心および意欲の向上を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	子どものための音楽会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	児童生徒研究推進事業【教育研究所】				
概要	小中理科研究会と連携し、児童生徒の自主的な研究を集めて発信することにより、児童生徒の探究心を向上させるとともに、子どもの言語活動の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	研究集録	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	児童生徒指導行事事業【教育指導課】【支援教育課】				
概要	児童生徒の研究・作品などを発表する場を設けることにより、児童生徒一人一人の学習意欲、創作意欲の向上を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	児童生徒書写作品展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学生創意くふう展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校吹奏楽発表会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	児童生徒造形作品展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学生創造アイデアロボットコンテスト	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校主張大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校演劇発表会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想画展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	本を楽しもう展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ふれあい作品展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想文コンクール	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読書感想画コンクール	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校文集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	作詞・作曲入選集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
読書感想文集	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	

事業名	文化部各種大会派遣事業【教育指導課】				
概要	全国・関東大会に市内中学生、高校生の文化部優秀部員を派遣することにより、生徒が身に付けた技量を発揮することを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	全国・関東大会参加に係る支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	中学校文化部指導者派遣事業【教育指導課】				
概要	専門の技術指導者を派遣し、生徒の技術習得を支援するとともに、顧問の負担軽減と部活動の活性化を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	技術指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高等学校文化部育成事業【教育指導課】				
概要	専門の技術指導者を派遣し、生徒の技術習得を支援するとともに、顧問の負担軽減と部活動の充実を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	技術指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	吹奏楽部活動奨励事業【教育指導課】				
概要	中学校吹奏楽部の活動に必要な楽器の修理・更新、および指導力の向上をねらいとした実技研修会を開催することにより、吹奏楽部の活動の充実を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	楽器の修理・更新	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	実技研修会	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 高等学校国際交流支援事業【教育指導課】(27ページ参照)

[社会教育編：再掲] 学校教育との連携の強化【生涯学習課】(69ページ参照)

[社会教育編：再掲] 子ども読書活動推進事業【中央図書館】【児童図書館】(74ページ参照)

[社会教育編：再掲] 博物館による学習機会の支援事業【博物館運営課】(76ページ参照)

[社会教育編：再掲] 子ども向け博物館教育普及活動の推進【博物館運営課】(76ページ参照)

[社会教育編：再掲] 美術館教育普及活動の推進【美術館運営課】(78ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】(86ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 学校体育授業サポート事業【スポーツ課】(87ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 新体力テスト^(注7)測定員養成事業【スポーツ課】(87ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】(88ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 全国大会出場などへの支援事業【スポーツ課】(88ページ参照)

施策（2）支援教育^{（注7）}の充実（「横須賀市支援教育推進プラン」）

近年、各学校では児童・生徒の多様な教育的ニーズが認識されるようになったこともあり、支援を必要とする児童・生徒数は増加しています。また、支援教育や福祉の充実など、一人の児童・生徒に複数の相談機関がサポートをするようになり、その連携の在り方や一貫した支援などについて整理する必要が出てきました。さらに、家庭環境に課題のある児童・生徒や学習等に困難を抱える児童・生徒などへの対応も必要となっています。

本市の「支援教育」とは、障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものという捉えです。そして、学校生活の中で支援や配慮の必要な子どもに適切に教育的支援を行うことを目指しています。

なお、「横須賀市支援教育推進プラン」は、施策（2）支援教育の充実に位置付けることとします。

参考 横須賀市支援教育推進プランについて

教育委員会では、支援教育推進委員会から答申を受け、これまでの本市の取り組みをもとに、現在の状況を捉えながら、「人間性豊かな子ども」の育成を目指し、すべての子どもを対象にした「支援教育」の視点から、より良い学校教育の取り組みにつながる「横須賀市支援教育推進プラン」を平成25年度に策定しました。



横須賀市支援教育推進プランは、
教育的ニーズのあるすべての子どもを対象にしています

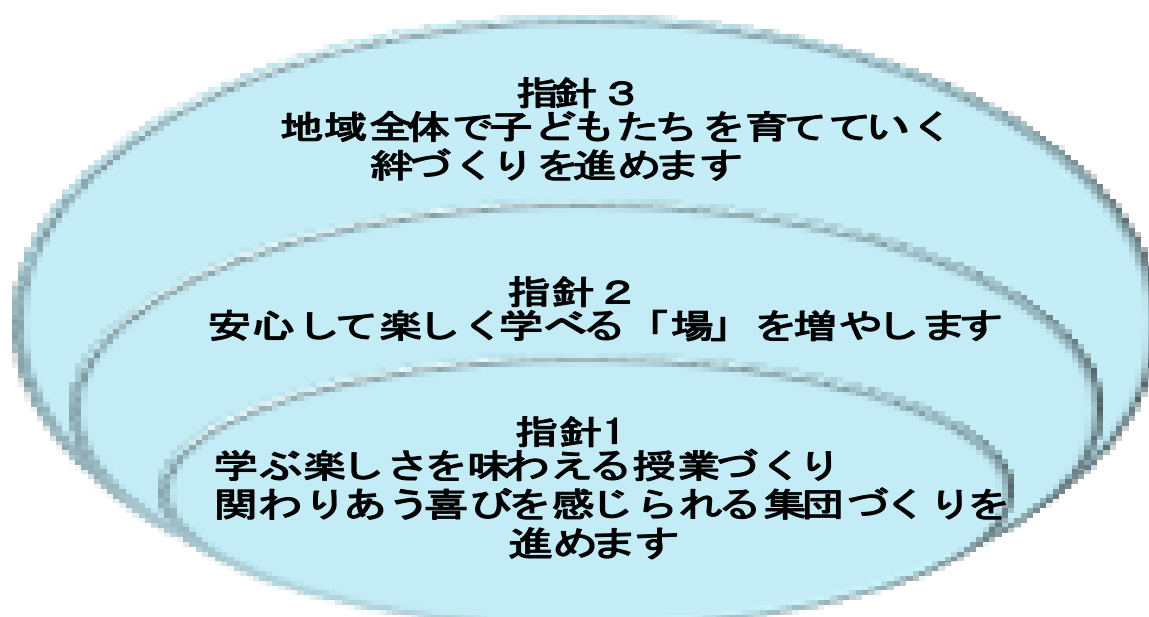


【プランの基本方針と方向性】

支援教育^(注7)推進プランは、基本計画における施策および関連事業の掲載内容からさらに、支援教育を推進するためのより詳しい内容となっており、具体的には、下記の基本方針の3つの指針の実現に向けて目標を定め、様々な施策や事業に取り組んでいきます。

<基本方針>
横須賀市のめざす“支援教育”は、

**一人一人を大切にし、
「生きる力」を育てます。**



- すべての子どもたちに目を向けます。
- 一人一人の違いを大切にします。
- 子どもの可能性を、最大限に引き出す環境づくりを進めます。
- 関わりあう場を広げ、共に学び共に育つ社会の実現を目指します。

【いじめ問題との関連】

いじめ問題については、深刻な社会問題として捉えられています。国のいじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）を受けて、今後本市でも（仮称）横須賀市いじめ等の対策に関する条例を制定します。いじめ等の様々な課題解決のための専門委員会を設置し、いじめの未然防止のために、また、いじめを早期に発見し早期に対応するために、取り組んでいきます。

[関連事業]

事業名	支援教育 ^(注7) 推進事業【支援教育課】				
概要	支援や配慮を必要とするすべての子どもの教育的ニーズに対応し、一人一人の子どもの学校生活を充実させることで、総合的な支援教育を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	横須賀市支援教育推進委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談支援チーム連絡会議	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種介助員 ^(注27)	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	いじめ等課題解決支援事業【支援教育課】				
概要	いじめの防止、体罰の根絶、学校問題の解決を図り、児童生徒が明るい笑顔で楽しく充実した学校生活を送れることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	(仮称) いじめ等課題解決専門委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	いじめ・不登校 ^(注3) 対策事業【支援教育課】 (※詳細を①～④に掲載)				
概要	いじめ・不登校等の未然防止、不登校状態の改善および学校内外での児童生徒の居場所づくりを目指し、NPO ^(注39) などと連携を図った活動を展開し、総合的ないじめ・不登校対策を推進します。				

※ ①

事業名	①相談員等派遣事業【支援教育課】				
概要	子どもとの日常的なふれあいや相談等を通じ、いじめ・不登校等問題行動の未然防止、早期発見、早期対応、学校内での児童生徒の居場所づくりを目指し、総合的な支援策を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ふれあい相談員 ^(注10)	全小学校に配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登校支援相談員 ^(注10)	全中学校に配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中学校スーパーバイザー ^(注42)	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校・フリースクール ^(注43) 等連携協議会	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ハートフルフォーラム 進路情報説明会・不登校相談会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

※ ②

事業名	②相談教室運営事業【支援教育課】				
概要	不登校 ^(注3) の児童生徒が通室する相談教室 ^(注44) を市内5カ所で運営し、不登校状態にある児童生徒の支援を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	相談教室	7教室運営	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談教室担任、指導員	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談教室カウンセラー	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

※ ③

事業名	③いじめ対策事業【支援教育課】				
概要	「いじめ問題」に関して、子ども一人一人の教育的ニーズに対応する支援教育 ^(注7) の視点でシステム作りを進めます。特に学校での児童生徒の相談窓口の設置、カウンセリングなどを中心に、いじめ暴力等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	小学校スクールカウンセラー ^(注9)	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校スクールカウンセラー	配置 (県費)	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高等学校スクールカウンセラー	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スクールソーシャルワーカー ^(注32)	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

※ ④

事業名	④教育相談充実事業【支援教育課】				
概要	いじめや不登校等のほか、学校生活における不安や悩み等を解決するための相談を充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	こどもの悩み相談ホットライン	設置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	相談員（臨床心理士等）	—	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	日本語指導推進事業【支援教育課】				
概要	外国籍児童生徒に初歩的な日本語の力を付けさせるなど、一人一人のニーズに応じた支援を行うことにより、児童生徒が学校生活に適應する力を付けることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	日本語指導員 <small>(注28)</small>	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国際教育コーディネーター <small>(注45)</small>	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国際教育に係る翻訳・通訳	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



国際教室での授業



横須賀イングリッシュワールド

施策（3）国際教育の推進と英語教育の充実

市立学校（小、中、高、特別支援）に外国語指導助手（ALT^{（注24）}）などを配置し、英語学習への意欲や国際理解への関心を高めるなど、将来を担う子どもの国際コミュニケーション能力^{（注26）}の育成を推進します。

〔関連事業〕

事業名	国際コミュニケーション能力育成事業【教育指導課】				
概要	市立学校（小、中、高、特別支援）にALTや外国人英語教員（FLT ^{（注25）} ）を配置し、児童生徒がネイティブ・スピーカー（英語を母語としている話者）と直接触れ合う時間を増やすことにより、小・中・高の12年間で、児童生徒の国際コミュニケーション能力の向上および国際教育の充実を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ALT （FLT配置の中学校を除く）	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	FLT （5名を中学校・高等学校へ）	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀イングリッシュワールド （注46）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高等学校国際交流支援事業【教育指導課】				
概要	オーストラリアにあるエラノラ高校および米国海軍横須賀基地内のキニックハイスクールとの交流などを通して、横須賀総合高等学校の国際教育を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	エラノラ高校との短期留学 派遣（毎年） 受入（隔年）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	キニックハイスクールとの交流	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（4）情報教育の推進

情報化が急速に進展し、膨大な情報、多種多様な通信手段が溢れている社会情勢の中で、子どもたちが授業を通して、必要な情報を適切な手段で収集・選択・創造・発信できるよう、情報活用能力^(注47)や情報モラル^(注22)の育成を推進します。

[関連事業]

事業名	教員の情報活用能力の育成【教育研究所】【教育指導課】				
概要	子どもの情報活用能力を育成するために、ICT ^(注23) 活用を推進し、教員の情報活用能力および情報モラルに関する知識・指導技術の向上を支援します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ICTの有効活用と情報活用能力の育成を意識した授業事例集	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	発達段階に応じた情報モラルの育成に関する授業事例集	作成	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	情報活用能力の育成に関する授業モデル	作成	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	情報活用能力育成のための指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育の情報化を推進させるためのICT機器の整備	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



教員のICT活用実践研修

施策（5）校種間連携の推進

幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校との連携を強化することによって、子どものよりよい成長・発達を促します。校種^(注12)間では、情報の交換や合同研修・研究を行うなど連携を深めるとともに、子どもの交流活動を行うなど豊かな人間関係の育成を図ります。

特に義務教育9年間においては、学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図ります。

[関連事業]

事業名	小中一貫教育 ^(注6) 推進事業【教育政策担当】【教育指導課】				
概要	小中学校の教職員が義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識をもち、児童生徒や地域の実態をもとに共通の教育方針を設定するなど、小中で一貫した教育の充実に取り組みます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	小中一貫教育推進校	設置	⇒⇒⇒	—	—
	ブロックにおける小中で一貫した教育の充実	—	—	実施	⇒⇒⇒

本計画で述べている小中一貫教育は、小中学生が共に同じ校舎で学校生活を送る施設一体型の小中一貫校を指すものではありません。通学区域を共にする小中学校の教員が、児童生徒や地域の実態をもとに、指導の在り方や具体的な教育活動を協働して考え、計画・実施・検証していくことにより、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図ることです。

小中一貫教育は、学力の向上、人間関係を形成する力の育成、自尊感情の高揚などを図る有効な方法であると捉えています。

事業名	就学前教育と小学校教育の連携推進事業【教育指導課】				
概要	幼稚園・保育所と小学校との合同研修会の開催や研究組織によるカリキュラムのモデルの作成により、就学前教育と小学校教育の円滑な連携を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	合同研修会	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校におけるスタートカリキュラム ^(注48) のモデル	各学校の 実践	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	就学前教育におけるアプローチカリキュラム ^(注49) のモデル	各学校の 実践	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	就学前児童学校給食交流体験事業【学校保健課】				
概要	就学前児童に、学校給食の体験と小学校在校生との交流の機会を提供することにより、小学校生活に対する不安を軽減し、期待感を高めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校給食交流体験	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



小学生と中学生の交流の様子

目標2 学校の組織力や教職員の力を高めます

学校が自校の教育目標の実現を目指して、特色ある教育活動を展開し、教育の質を高めるために、学校の組織力、教職員の力を高めます。

学校の組織力とは、学校を運営し、改善していく組織としての力であり、教職員の力とは、組織の一員として、また、校長や教員などそれぞれの役割に必要な資質・能力です。

これらの力を高めるために、学校が主体的に自校の取り組みを振り返り、組織的・継続的に学校運営改善の充実を図ります。また、さまざまな教育活動の中心的な担い手である教師一人一人が、授業や教育活動について研究を深めるとともに、自己の資質や能力を高めるための研修に努めることができるよう、教職員の研究や研修を推進します。

なお、本市の教職員の年齢をみると、20代から30代前半と50代が多く、学校運営の中心的な担い手である中堅教職員が少なくなっており、年齢構成にアンバランスが生じています。そこで、研究や研修においては、そうした課題を克服するための人材育成を進めるという視点も必要です。

この目標2を達成する上で、学校や教師に求められる姿には、次のような要素が重要です。

【求められる学校像】

- ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図る教育を通して、子どもの「生きる力」を育む学校
- ・教職員一人一人が学校教育目標の実現を目指して、組織的・計画的に教育活動を推進する学校
- ・異校種^(注12)や家庭・地域との連携を図りながら教育活動を推進する学校
- ・安全で快適な環境が整い、子ども一人一人が安心して学ぶことができる学校

【求められる教師像】

- ・教職に対する情熱を持ち、子どもと共感できる教師
- ・教育に関する専門的な知識と技術を持つ教師
- ・変化に対応できる課題解決能力を持つ教師

※教職員の定義：本計画において「教職員」とは、校長、副校長および教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員、事務職員、学校用務員ならびに学校給食調理員を言います。

施策（6）学校運営改善の充実

児童生徒、保護者へのアンケートや学校評議員^(注13)の役割を生かしながら、教育活動や学校運営について検証を行うなど、「学校評価」を充実させ、組織的・継続的に教育活動や学校運営の充実・改善を図ります。そして、学校評価の結果について広く公表し、地域や保護者などから、理解・協力を得ることに努めます。

「学校評価」には、次の実施手法があります。

- ①「自己評価^(注14)」・・・学校の教職員が外部アンケートなどを活用しながら、教育活動や学校運営などについて評価する。※法令上の実施義務
- ②「学校関係者評価^(注15)」・・・学校評議員や保護者・地域住民などで構成される組織が「自己評価」の結果を評価する。※法令上の努力義務
- ③「第三者評価」・・・学校と直接関係がない専門家などが客観的に「自己評価」および「学校関係者評価」の結果を評価する。
※法令上の実施義務・努力義務共になし

本市では、①と②を実施し、教育活動や学校運営の充実・改善を図っていきます。

[関連事業]

事業名	学校評価推進事業【教育政策担当】【教育指導課】				
概要	学校が学校評価を適切に実施し、教育活動や学校運営の充実・改善を図ることができるよう、学校評価の推進に努めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校評価に関する指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評価の在り方の検討・実施	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評価アンケート調査集計 業務委託	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校支援員派遣事業【支援教育課】				
概要	校長経験者などを支援員として配置し、緊急時や各学校の要請に応じて、市立学校に派遣し、全教員を対象とした指導力の向上や学級改善に努めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校支援員	配置	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（7）教職員の研究・研修の充実

人材育成を進めるための研修計画を立案し、教職員の資質向上、指導力向上への取り組みを充実させていきます。特に、学習指導要領^(注33)の趣旨を実現するための研修、教育課題に対応した研修、授業力向上を目指した研修、組織的な学校づくりにつながる協働性を重視した研修などを充実させます。また、今日的な課題について、調査研究を充実させ、その成果を効果的に発信します。

[関連事業]

事業名	人材育成を促進する教職員研修体系の構築【教育研究所 他】				
概要	求められる教師像に基づき、優れた人材を育成する教職員研修の仕組みと内容を構築します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	新しい研修体系	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	基本研修や専門研修の実施【教育研究所 他】				
概要	教育公務員としての職務遂行能力や専門的課題解決能力などを高める研修内容を充実させます。また、研修内容の活用や還元について工夫します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	研修体系に基づく研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	経験の浅い教員を対象にした研修の充実【教育研究所】				
概要	授業力、学級経営力など実践的な内容の研修の充実と、校内における組織的な人材育成の充実を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	研修体系に基づく研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	理科センター ^(注50) の充実【教育研究所】				
概要	専門機関、市立高等学校、小中学校理科研究会との連携を図り、基礎的な観察・実験など、小・中・高等学校の授業に対応できるように、理科センターの充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	授業研究	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	教員のICT ^(注23) 活用研修の充実【教育研究所】				
概要	教員のICT活用指導力を高めるため、ICTの活用方法や情報セキュリティ ^(注51) について、研修の内容を充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	集合研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	訪問研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	選択研修の推進【教育研究所】				
概要	教職員の経験年数の節目に応じた力量を形成するために、また、教職員としての自己研さんを積むために、選択研修の幅を広げ、充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	選択研修	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「よこすか教師塾」の実施【教育研究所】				
概要	横須賀市で教師になりたいという情熱を持った人材を発掘し、採用後、学校で即戦力として活躍できる人材を育成するため「よこすか教師塾」を継続して開設します。教員志望の学生を対象とした「よこすか教師未来塾」と、市立学校勤務の臨時的任用職員、非常勤職員を対象とした「よこすか教師希望塾」で構成します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	よこすか教師未来塾	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	よこすか教師希望塾	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	カリキュラムセンター ^(注52) 機能の充実【教育研究所】				
概要	市内の教員が作成した指導案、授業に役立つ教具などを収集し、カリキュラムセンター機能を充実させ、教員の授業研究や教材研究を支援します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	教科ごとの図書資料の整備	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教材教具・指導案の紹介	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	研究員会 ^(注37) による教育課題研究の充実【教育研究所】				
概要	学校における教育実践のさらなる充実のために、他課および研究会 ^(注53) と連携して実践的・実証的な研究に取り組みます。また、研究の成果を学校に発信し、教育課題の解消、教職員の指導力向上を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	教育課題の検討	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育課題の解決に向けた研究員会	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



教員の研修の様子

施策（8）学校における校内研究・研修への支援の充実 -----

教員の指導力の向上を図り、子ども一人一人に、より質の高い教育を実践するために、学校における研究・研修を支援します。そのために学校が学識経験者などによる指導・助言を受け、研究成果を他の学校に還元できるように仕組みを整えます。また、人材育成につながる校内研究の進め方などに関する訪問研修を行います。

[関連事業]

事業名	学校委託研究への指導・助言の充実【教育指導課】				
概要	教員の指導力向上に向け、校内研究や授業研究を通して、指導主事 ^(注 34) が指導・助言を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校委託研究における校内研究・授業研究での指導・助言	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	研究委託事業【教育指導課】				
概要	研究会 ^(注 53) および学校に研究を委託し、研究を通じて、教員一人一人の資質や指導力を向上させることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校および研究会への研究の委託	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指導主事の派遣	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	人材育成推進支援【教育研究所】				
概要	横須賀市教職員人材育成プランに基づき、集合研修、校内研修、自己啓発などを通して、学び続ける教師の育成を目指します。また、研修の場の充実、学校を訪問しての研修など総合的な指導・助言を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	訪問研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（9）教員が子どもと向き合う環境づくりの推進 -----

教員が子どもと向き合う環境をつくるために、コンピュータなどを活用した校務処理を推進し効率化を図るとともに、学校における事務的な業務の効率化を図る手立てを講ずるなど、学校と教育委員会が一体となって方策について検討し、総合的な支援を進めます。また、複雑な法律問題への対処方法について、専門的な見地からの支援を充実させます。

[関連事業]

事業名	校務支援システム ^(注54) の活用推進【教育研究所】				
概要	成績管理などの事務処理を効率化し、教員が今まで以上に子どもと向き合う環境をつくるため、校務支援システムの活用を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	校務支援システム	運用	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教員の校務在宅接続システム ^(注55) の導入	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子どもと向き合う環境づくりの推進【教育政策担当】				
概要	子どもと向き合う時間を確保するために、事務的な業務の効率化を図る手立てを講ずるなど、学校と教育委員会が一体となって取り組むための方策について検討会議などにおいて検討し、教員が子どもと向き合う環境づくりに取り組みます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	子どもと向き合う環境づくりに向けての検討会議など	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子どもと向き合う環境づくりに向けた方策の実施	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校法律相談事業【支援教育課】				
概要	複雑な法律問題への対処方法について、校長および幼稚園長が弁護士から指導・助言を得ることで、問題の早期解決を図り、学校が学習指導や児童生徒指導など本来の業務に専念できるようにします。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	校長および幼稚園長からの要請に基づく、担当弁護士 ^(注56) との法律相談の場の設定	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

【学校教育編：再掲】 中学校文化部指導者派遣事業【教育指導課】（21 ページ参照）

【学校教育編：再掲】 高等学校文化部育成事業【教育指導課】（21 ページ参照）

【スポーツ編：再掲】 運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】（88 ページ参照）

目標3 学校・家庭・地域の連携を深めます

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てていくため、地域の人々の教育力と地域にある学習環境の活用を推進します。

このような家庭・地域との連携を推進するために、学校が教育方針や特色ある教育活動、子どもの様子などを家庭・地域に知らせ、理解や協力を求めるなど、開かれた学校づくりの充実を図ります。

施策（10）開かれた学校づくりの充実

保護者や地域住民などが子どもの様子や学校教育活動の状況について知り、学校への理解を深めることができるように、授業参観の実施など積極的に学校を公開します。また、「学校評価」を活用して、保護者・地域住民などとの連携・協力による学校づくりを充実させます。

〔関連事業〕

事業名	「学校へ行こう週間」の実施【教育指導課】				
概要	全ての市立学校が学校公開期間（学校へ行こう週間）を設け、保護者や地域住民に学校の様子を身近に感じてもらい、学校に対する理解と支援を一層深めることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校へ行こう週間	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「輝け！よこすかの子どもたち（市民向け広報紙）」の発行【教育政策担当】				
概要	市民に向けて、学校の取り組みや学校での子どもたちの様子、教育委員会の取り組みを「輝け！よこすかの子どもたち」を通して発信します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	輝け！よこすかの子どもたち	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

〔学校教育編：再掲〕 学校評価推進事業【教育政策担当】【教育指導課】（32 ページ参照）

施策（11）家庭との連携による生活・学習習慣の確立

家庭と連携して、望ましい生活習慣や家庭での学習習慣の確立を目指します。

[関連事業]

事業名	家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立 【教育指導課】【支援教育課】【学校保健課】【教育政策担当】				
概要	児童生徒の保護者に、啓発のためのリーフレットを配布するなど、児童生徒の望ましい生活習慣、学習習慣の確立を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	子どもの生活状況の把握と分析	—	—	実施	—
	家庭学習啓発リーフレット	配布	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀子どもスタンダード ^(注57)	配布 小1	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育フォーラム	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保健だより、給食だよりなどを通じた意識啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 学力向上事業【教育指導課】【教育研究所】【教育政策担当】

(14 ページ参照)

[学校教育編：再掲] 食教育^(注18)の推進【学校保健課】(17 ページ参照)

[社会教育編：再掲] 家庭教育講演会の開催【生涯学習課】(66 ページ参照)

[社会教育編：再掲] 家庭教育学級の開催【生涯学習課 他】(67 ページ参照)

[スポーツ編：再掲] 児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】(86 ページ参照)



家庭での学習の様子

施策（12）地域教育力の活用の充実

学校が、家庭や地域との連携を一層深め、社会全体で子どもを育てていくために、地域住民や学生ボランティアなどの人材を活用できる体制を充実させます。

[関連事業]

事業名	学校いきいき事業【教育指導課】				
概要	学校と保護者・地域との連携や校種 ^(注12) 間の連携を一層図ることにより、地域で子どもを育てていく体制を構築することを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校教育支援ボランティア ^(注58) の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域の教育力の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中連携の取り組み	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評議員 ^(注13) の活用の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（13）放課後等児童対策の推進

児童が安心して過ごせる場として、放課後や休業日などの学校の活用を進めます。

[関連事業]

事業名	放課後等児童対策の推進【教育政策担当】				
概要	児童が安心して過ごせる場として、放課後や休業日などの学校の活用を他部局と連携して進めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学童クラブの小学校の使用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

目標4 教育環境を整備し、充実させます

教育の質の向上を図るとともに、子どもが安全で安心した学校生活を送ることができるように、学校の教育環境を計画的に整備し、充実させます。また、就学支援の充実を図り、教育の機会均等を確保します。

施策（14）学校の適正規模・適正配置の推進

学校の規模（学級数）による学習面、生活面、学校運営面などを考慮し、より高い教育効果が得られる規模を「適正規模^(注59)」として、適正配置も考慮しながら学校の適正化を進めます。

[関連事業]

事業名	学校規模・配置適正化事業【教育政策担当】				
概要	<p>平成 19 年度に策定した「横須賀市立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針」の見直しも含めた今後の適正規模や配置の在り方について、保護者、関係団体の代表者、学校関係者などで構成する市立小中学校適正配置審議会に諮問します。審議会から受けた提言を基に検討を行い、学校の適正化を進めます。</p> <p>なお、適正化を進めるに当たっては、本市全体の計画として、平成 26 年度に策定が予定されている「横須賀市施設配置適正化計画^(注60)」との整合性を図ります。</p>				
行動計画	項目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	市立小中学校適正配置審議会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	基本方針の見直し	—	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（15）就学支援などの充実

経済的な理由により就学が困難な家庭に対して、就学支援に関する制度について周知を図り、教育の機会均等を確保します。

[関連事業]

事業名	就学奨励扶助事業【支援教育課】【学校保健課】				
概要	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学援助費を支給するとともに、医療費などを援助します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	就学援助費	支給・援助	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	奨学金支給事業【支援教育課】				
概要	経済的理由により就学が困難な本市在住高校生に奨学金を支給します。また、奨学生の実態把握に努め、より効果的な制度の運用について検討を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	奨学金	支給	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



学校用防災備蓄品

施策（16）学校の安全・安心の推進 -----

子どもが安全で安心した学校生活を送ることができるように、施設の整備を進めます。また、病気やけがなどの応急手当ができる体制づくりを推進します。

【関連事業】

事業名	学校の施設整備・維持管理【学校管理課】				
概要	教育環境の向上を図るために、各種営繕工事を行うとともに、避難所として使用される学校施設の安全対策として、非構造部材の耐震化を進めます。 また、学校施設を適正かつ良好な状態に維持するために、各種設備の保守点検や清掃業務などを行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	施設整備業務	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	維持管理業務	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校事故等緊急時の体制づくり【学校保健課】				
概要	学校管理下における不慮の事故などへの初期対応を適切に行うため、教職員を対象とした応急手当普及員 ^(注 61) 講習会や心肺蘇生法実技研修講座、アナフィラキシー ^(注 62) 対応研修を実施します。また、市立学校などに配備しているAED（自動体外式除細動器）を適切に管理します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	応急手当普及員講習会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	心肺蘇生法実技研修講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	アナフィラキシー対応研修	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	心肺蘇生法実技練習用人形およびAED練習器の貸し出し、更新	更新・貸出	貸出	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	AEDの管理	更新・管理	管理	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市立学校用防災備蓄品整備事業【総務課】				
概要	平成24年度に整備した非常食・保存水などの学校用防災備蓄品の保存（使用）期限満了に伴う更新を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市立学校用防災備蓄品の更新	—	—	—	更新

施策（17）学校施設・設備の充実 -----

学習活動を充実させ、子どもが快適に学校生活を送ることができるように、施設環境の向上を図ります。

[関連事業]

事業名	学校トイレ改修事業【学校管理課】				
概要	児童生徒が快適に利用できるように、臭いや汚れの解消、また明るさに配慮した改修工事を進めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校トイレ改修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（18）学校緑化の推進 -----

自然環境に対する感性を育てるとともに、緑の中で体を動かす場を充実させるため、学校の緑化を推進します。

[関連事業]

事業名	校庭の芝生化事業【学校管理課】				
概要	校庭の砂塵の飛散防止や児童の怪我の予防、および体力の向上などを目的に、小学校の校庭の一部を芝生化します。 維持管理にかかる負担や経費などを継続的に検証し、また学校の意向を考慮して実施します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	校庭の芝生化	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

目標指標(学校教育編)

学校教育編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	教科の指導内容の定着状況	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(1):教育活動の充実
概要	全国学力・学習状況調査(小学校6年生、中学校3年生) ^(注8) における調査対象教科の合計平均正答率と全国平均を比較することから、教科の指導内容の定着状況を測ります。		
基準値	小学校 -5.6% (全国 61.9% 横須賀市 56.3%) 中学校 -1.2% (全国 62.3% 横須賀市 61.1%) (25年度)	目標値 (29年度末)	小学校 +1.0% 中学校 +2.0% *調査年度の全国平均との比較

指標名	1カ月に1冊以上本を読む児童生徒の割合	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(1):教育活動の充実
概要	市立小中学校児童生徒の1カ月に本を1冊以上読む割合から、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを測ります。		
基準値	小学校 82.9% 中学校 64.1% (23年度)	目標値 (29年度末)	小学校 88.0% 中学校 72.0% *18~23年度の最高値を切り上げ

指標名	いじめ解消率	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(2):支援教育 ^(注7) の充実
概要	市立小中学校で、年間に発生したいじめを解消した割合から、いじめへの対応の成果を測ります。		
基準値	99.1% (いじめ認知件数 318 件 解消件数 315 件) (24年度)	目標値 (29年度末)	100.0%

指標名	不登校児童生徒の学校復帰改善率	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(2):支援教育の充実
概要	学校に復帰した人数と状態の改善が見られた人数の合計の、全不登校 ^(注3) 児童生徒数に対する割合から、不登校対策の成果を測ります。		
基準値	小学校 44.5% (不登校児童数 110 人 復帰改善児童数 49 人) 中学校 62.5% (不登校生徒数 477 人 復帰改善生徒数 298 人) (24年度)	目標値 (29年度末)	小学校 70.0% *22~24年度の最高値を切り上げ 中学校 71.0% *25年度末の目標値を継続

指標名	英語への興味・関心	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(3):国際教育の推進と英語教育の充実
概要	横須賀市外国語教育に関する調査において児童(小学校6年生)が、外国語活動の学習が「好き」「どちらかと言えば好き」と肯定的回答をした合計の割合から、英語への興味・関心の状況を測ります。		
基準値	83.6% (25年度)	目標値 (29年度末)	86.0% *基準値+2%を切り上げ

指標名	英語によるコミュニケーション能力の習得状況	関連目標	目標1:子どもの学びを豊かにします
		関連施策	施策(3):国際教育の推進と英語教育の充実
概要	横須賀市学習状況調査(中学校2年生) ^(注36) における英語の平均正答率を目標正答率と比較することから、英語によるコミュニケーション能力の習得状況を測ります。		
基準値	+1.9% (目標正答率 63.7% 横須賀市 65.6%) (25年度)	目標値 (29年度末)	+3.0% *調査問題作成業者が設定した調査年度の目標正答率との比較

指標名	経験年数に応じた研修の受講者による総合的な研修評価	関連目標	目標2:学校の組織力や教職員の力を高めます
		関連施策	施策(7):教職員の研究・研修の充実
概要	「経験年数に応じた研修」(初任者、教職1年・5年・10年・20年経験者対象)の各研修講座において、研修の受講者による総合的な研修評価(4段階)を実施し、研修の成果を測ります。		
基準値	3.6 (24年度)	目標値 (29年度末)	3.7 *26~29年度の上昇傾向(約0.1上昇)を反映

指標名	朝食を毎日食べる児童生徒の割合	関連目標	目標3:学校・家庭・地域の連携を深めます
		関連施策	施策(11):家庭との連携による生活・学習習慣の確立
概要	全国学力・学習状況調査(小学校6年生、中学校3年生) ^(注8) における朝食を毎日食べる児童生徒の割合から、学校と家庭の連携による望ましい生活習慣の定着状況を測ります。		
基準値	小学校 96.3% 中学校 93.8% (25年度)	目標値 (29年度末)	小学校 100.0% 中学校 100.0%

指標名	学校以外における児童生徒の学習状況(月曜日~金曜日)	関連目標	目標3:学校・家庭・地域の連携を深めます
		関連施策	施策(11):家庭との連携による生活・学習習慣の確立
概要	全国学力・学習状況調査(小学校6年生、中学校3年生)における学校の授業時間以外に1時間以上学習している児童、2時間以上学習している生徒の割合(月曜日~金曜日)から、学校と家庭の連携による望ましい学習習慣の定着状況を測ります。		
基準値	小学校 48.1% 中学校 42.6% (25年度)	目標値 (29年度末)	小学校 65.0% 中学校 48.0% *25年度全国平均値を参考 (小学校…63.2%、中学校…36.5%)

4-2 第2期実施計画 (社会教育編)



横須賀美術館ボランティア企画イベント
「ガリバーキャンバス2」

天神島臨海自然教育園と
はまおもと



【社会教育】

本計画における社会教育とは、学校で行われる学校教育、家庭で行われる家庭教育、それ以外の社会全般で行われる教育活動をいい、主に青少年や成人を対象として行われる組織的な教育活動のことをいいます。

4-2 社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」

現状と課題

横須賀市では、市民一人一人が、「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指し、社会教育施設^(注4)の環境整備や学習活動支援を行っています。また、昨今は社会教育で学んだ成果を社会に生かす仕組みづくりが求められ、生かしたことが社会から適切に評価されることも必要とされています。さらに、学校教育との連携や、家庭や地域における教育力の向上のため、学校・家庭・地域のさらなる連携を推進することが重要となってきています。また、東日本大震災以降、学習を通じて多様な人が集い、地域活動に参加していく体制づくりや、人々が主体的に自助、共助の精神で、互いに支えあう体制づくりも求められています。これらの社会教育事業を行う職員の専門性を高めることも必要となっています。これらを踏まえ、社会教育における現状と課題をさまざまな観点から捉えます。

1 学習機会と学習の場の充実

市民は、少子高齢化、科学技術の高度化、情報化など、社会・経済環境が大きく変化する中で、物質的豊かさだけでなく、精神的豊かさを得ようとしています。そして、生涯を通じて健康で、生きがいを持ち、自己の充実や生活の向上のためにさまざまな学習機会を求めています。そのため、社会教育機関は市民の学習ニーズを的確に把握し、市民の求める多様な学習機会を提供しなければなりません。

また、社会教育事業に重要なことは、教育基本法の目標にある「公共の精神」に基づき、主体的に社会の形成に参画する市民をつくるという「人づくり」支援の視点です。「子ども」はもとより、子どもを育む「おとな」が個人の尊厳、正義や公共の精神などを尊重し、豊かな人間性と創造性を備えた人間とならなければなりません。本市においても、昨今の不安定な社会・経済情勢を踏まえ、人権を尊重するための学習、社会生活に必要な知識・技術の習得、コミュニケーション能力の向上など、自律した「市民」としての資質や能力の向上を図る学習機会が一層求められています。横須賀市教育アンケートの結果では地域や社会に関する学習への関心はまだまだ低いものでしたが、個人の生活の向上だけでなく、自らがより良い地域社会をつくる担い手となっていくような学習機会も必要です。

さらに東日本大震災以降、地域の人と人を結ぶことを目的とした学習活動の必要性が見直されたほか、防災・減災に関する学習や自立した高齢期を送るための学習など、教育委員会だけでなく他部局で実施する学習機会も大変重要になっています。

このため、本市教育委員会は、関係部局、高等教育機関、研究機関、NPO^(注39)などの市民団体、民間教育事業者などの学習機会の充実を支援し、必要に応じて連携しながら、個人の学習ニーズとともに社会の要請に基づく学習機会を一層充実させていくことが求められています。

本市の社会教育施設である生涯学習センター、図書館、博物館、美術館および地域に最も身近な施設であるコミュニティセンター^(注63)においては、「生涯学習社会」の構築を目指すため、学習活動を行う場と多様な学習機会の提供を行うだけではなく、学校・家庭・地域が連携するための地域

の学習拠点施設として環境整備・充実していくことが必要です。さらに、施設の専門性を高め、学習情報の収集・提供と学習相談の充実、学習成果を地域に生かす活動や地域活動への参加促進といった市民の多様な生涯学習活動の支援を行うことが求められています。

2 学びの成果が生かせる社会

社会教育には学習者自身が学習した成果をボランティア活動や地域の発展につなげていくことが求められています。さらに学習成果を社会に生かしたことが、適切に評価されることが必要とされています。地球温暖化などの環境問題、貧富格差拡大などの経済問題など、グローバルなさまざまな問題が深刻化する中、人間・社会・環境・経済の共生を目指す循環型社会へ転換することで、「持続可能な社会」を構築することが求められています。学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することで社会全体の教育力の向上を図る「知の循環型社会^(注64)」は、この「持続可能な社会」の基盤になると考えられています。そのため本市では、地域住民が進んで学校や地域で活躍できるように、学校や社会教育施設^(注4)などで活動するボランティアを養成するとともに、学校や社会教育施設などにおいてボランティアとの橋渡し役となるコーディネーターの育成を検討していきます。

3 家庭や地域における教育力

戦後の都市化、核家族化、少子高齢化が現代はさらに進行し、地域におけるつながりの希薄化が顕著となり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。家庭は、子どもの教育における第一義的な責任を担っていますが、昨今の状況では家庭だけに責任を求めるのは難しい状況です。本市におきましても、家庭における教育の自主性を尊重しつつ、家庭や地域の教育力向上のため、学校・家庭・地域が一体となって連携し、活性化を図りながら、子どもを育てる環境づくりが求められています。

なお、本市では、NPO^(注39)をはじめとする市民団体が、青少年の体験活動、ボランティア活動をはじめ、学校、家庭、地域の教育力を支える役割も果たしています。市民活動サポートセンターやボランティアセンターなどの市民活動支援施設とも連携し、これら市民団体のさらなる活動支援を行うことが必要です。

4 文化財

本市には旧石器時代以降の長い歴史と三浦半島という風土の中で生まれ、そして受け継がれてきた多種多様な文化遺産があります。市内の重要文化財^(注65)などは次のとおりです。

- ◆国指定文化財（11件）：夏島貝塚、三浦安針墓、木造阿弥陀如来および両脇侍像（運慶作）、三浦半島の漁撈用具、スチームハンマーなど
- ◆県指定文化財（15件）：吉井貝塚から出土した骨角牙器・貝製品、虎踊、天神島・笠島および周辺水域など
- ◆市指定文化財（79件）：長井台地出土の旧石器時代石器群、三浦一族関連の史跡、後北条氏関連の古文書、会津藩土墓地など
- ◆国登録文化財（10件）：走水水源地煉瓦造貯水池、逸見浄水場配水池入口など
- ◆市民文化資産（24件）：明治憲法起草地記念碑、逸見波止場衛門など

これらの文化遺産を郷土の誇りとして守り、そして後世に伝えていくことが必要です。そのために地域で文化遺産の保護・活用に取り組む市民団体やボランティアガイドとの連携を強化し、市民協働による保存と活用を進めています。また、民俗芸能^(注 66)など人が人へ伝えていくものは指導者や後継者の育成が課題となっており、保存団体活動費補助金の交付や民俗芸能大会の開催により支援しています。この他、市内には 478 カ所の埋蔵文化財^(注 67)包蔵地があり、開発などに伴い発掘調査した成果は調査速報展や報告書の刊行により周知しています。

5 生涯学習センター

生涯学習センターは、複合施設である「ウェルシティ市民プラザ」の中に設置されています。

講座や研修会を開催する学習室、パソコン操作学習が可能なパソコン研修室やミーティングルーム、防音を施した音楽室、図書室など多様な学習の場を備えています。

そして、市民大学の校舎として、市民の学びたいという要求に基づく講座と防災や健康、環境など社会の様々な課題に対応する講座をバランスよく企画した市民大学講座を年間 50 講座以上実施するなど、多くの学習機会を提供しています。

また、知識や技能を地域の人々の学習活動に役立てたいと考える講師や主に本市で活動しているサークルの登録情報である「Yokosuka まなび情報」のほか、講座、イベント、施設等、学習に関する情報の収集と提供を行っています。さらに学習相談員を配置し、学習活動で生じた問題の解決に向けて、助言する学習相談を行っています。施設には、インターネットによる情報検索が可能な情報コーナーや学習相談コーナーも設置しています。

今後は、横須賀市教育アンケートの調査結果を踏まえ、生涯学習センターでは、次のような事業を充実していきます。

生涯学習センターをまだ利用したことがない人が多いことから、広報活動を充実し、施設の周知および利用の促進を図ります。そして、利用者については、継続して学習活動ができるように、情報提供、学習相談等を充実していきます。

市民大学などの学習機会の提供については、すでに多様なニーズに応えています。本市で解決が求められている課題について、課題解決につなげていくような学習機会も提供していきます。

学習した成果の生かし方については、個人生活には多く生かされていますが、地域活動やボランティア活動に生かしている人は、まだ少ないのが実情です。このため、生涯学習社会の構築のためにも、学習した成果を地域に生かしていく活動の啓発、学習成果を地域に生かす活動の支援、学習成果を生かすための新たな仕組みづくりの検討および実現などに取り組み、生涯学習推進を図っていきます。

6 図書館

本市では図書館 4 館およびサテライト^(注 68) 館 10 館(田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・北下浦・武山・西・長井の各コミュニティセンター^(注 63) 図書室と、生涯学習センター図書室)での図書の閲覧・貸出の他、鴨居・岩戸コミュニティセンター、市役所市政情報コーナー、長井コンビニエンスストアで貸出図書の取り次ぎを行い、全市域にわたって図書館サービスを提供しています。

平成 24 年度の貸出冊数は 1,578,552 冊、入館者数は 1,085,899 人で、平成 24 年度末の蔵書冊数は 828,205 冊です。

横須賀市教育アンケートの結果では、図書館を利用したいという人の割合が高いことから、さらに市民の役に立つ、市民から頼りにされる図書館を目指して、レファレンス^(注74)と情報提供の充実を図り、市民の読書活動および生涯学習はもとより、市民生活の様々な課題解決にも図書館の活用を提案していきます。

今後の課題として、社会環境の変化による市民ニーズを把握しながら、電子書籍^(注69)の導入や、資料の電子化に取り組む等、今後の図書館のあり方についても検討していきます。

また、子どもの読書活動推進においては、読書の専門機関として、子どもへの直接サービスだけでなく、子どもの読書活動にかかわる人々、団体に対して、図書資料や情報を提供するなど、連携の核となって活動を推進していきます。

7 博物館

博物館では、60年間におよぶ調査と収集、寄贈などによる豊富な資料を基に、三浦半島の自然と歴史をわかりやすく展示しています。三浦半島の自然や歴史の基礎資料として研究や展示、教育普及活動に活用されてきた博物館資料は158,007件になります(平成24年度末までの登録件数)。収蔵資料には、国、県、市指定の文化財や、生物分類学上の基準標本など貴重な資料が多数含まれています。展示教育普及活動では、さまざまなテーマを詳しく紹介する「特別展示」や「企画展示」を開催し、継続的な学習の機会を提供する「博物館教室」、野外での実物による学習機会となる「自然観察会・野外学習」、小中学生を対象とした「夏休み企画」など多くの行事を行っています。本市博物館の特徴の一つは、付属施設として、ホテルやトウキョウサンショウウオなど森と水辺の生物を保護育成している馬堀自然教育園、海岸・海洋生物を保護し、美しい海岸環境を保全している天神島臨海自然教育園(「はまおもと」は県指定天然記念物、「天神島・笠島および周辺水域」は県指定天然記念物および名勝)、日本の近代史に大きな足跡を残したヴェルニーと横須賀製鉄所を紹介するヴェルニー記念館(国指定重要文化財^(注65)スチームハンマー2基を展示)があり、本館と一体となって運営されていることです。4施設合わせた利用者数は、平成24年度は166,994人でした。

今後は常設展示を徐々に更新し、一層の充実を図ると共に、横須賀市教育アンケートからも明らかのように、未だ博物館施設の周知が不十分であることから、施設サインの拡充や博物館入口の改修、インターネットなどによる広報の充実が必要と考えられます。子どもから高齢者まで、多様な要望に応じた特別展示や行事を開催し、資料の提供や講師の派遣など学校教育との連携になお一層積極的に取り組みます。

8 美術館

美術館は、三方を緑の山に囲まれ、前面が大きく海に面した好環境の立地にあります。美術鑑賞のみならず周囲の自然を散策するなど、1日ゆったり過ごすことができます。

平成19年度の開館から、美術への理解を深め、市民に親しまれる美術館を目指した活動を行っています。展覧会は、企画展を年6回開催しています。多くの方々に観覧していただくために、外国の作家の展覧会、地元作家の展覧会、子どもも楽しめる展覧会など、1年を通じてバランスを考慮し実施しています。所蔵品展は、年4回の展示替えにより、多様な美術の表現に触れる機会を提供しています。

教育普及活動は、美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるように、講演会やワークショップを多数開催しています。また、学校との連携を一層深め、鑑賞会や講演会などさまざまな事業を充実させることにより、子どもたちの美術教育に寄与しています。

開館から毎年、美術館を訪れた人は20万人以上、展示を観覧した人は概ね10万人であり、平成24年度は、それぞれ242,229人、97,535人となりました。また、所蔵作品数は平成24年度末で4,922点となっています。

今後の課題として、横須賀市教育アンケートの結果、美術館の講座、ワークショップの認知度が低かったことから、さらなる周知活動を推進していくこと、一層市民に親しまれるよう地域との交流促進を図っていくこと、収集活動を積極的に行い所蔵作品の充実を図ること、塩害等により劣化が進んでいる施設の維持整備を図っていくことなどが挙げられます。また、平成29年度には開館10周年を迎えることから、記念事業を計画していきます。



南図書館



自然・人文博物館

今後4年間の取り組みの方向性

社会教育編では、11年間を通じて「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指します。そのために、さまざまな学習の機会や情報の提供を充実していきます。生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの社会教育施設^(注4)は、市民の学習活動支援、社会教育事業推進の場として、事業の充実、職員の専門性や施設の安全性の向上とともに、コスト意識を持った運営に努め、より効率的な経営形態を検討します。さらに学んだ成果を地域づくりに生かし、生かしたことが社会から適切に評価されることにより、自己実現や生きがいを感じられる社会の構築に向けた取り組みを推進します。特に、次世代を担う子どもの育成に「学校・家庭・地域の連携」が強く求められていることを踏まえ、社会全体で教育力の向上に取り組む意識をつくり出し、子どもを育てる環境を整備するための目標も設けました。また、市民が誇りとする郷土の文化遺産を保護・継承します。そのため、これからの4年間、5つの目標を掲げ、14の施策および関連事業に取り組みます。

【社会教育編 5つの目標】

- 目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
- 目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します
- 目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります
- 目標4 文化遺産の保存と活用を推進します
- 目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます

目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります

生涯を通じた自己の充実や生活の向上のための学習や、人権問題などの社会的な課題解決に向けた学習など多様な学習機会を提供し、社会教育施設などの学習する場の充実や活用の啓発、さまざまな学習情報の提供や学習相談を充実させることにより、市民の主体的な学習活動を推進して、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる社会を目指します。

施策（1）多様な学習の機会の提供

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設や地域に身近なコミュニティセンター^(注63)では、市民の学習要求に基づき、生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のための学習や環境、国際理解、情報、まちづくり、防災・減災など現代社会が抱える課題の学習、市民としての人間性を高める学習など多様な学習の機会を提供します。

[関連事業]

事業名	市民大学事業【生涯学習課】				
概要	<p>市民の高度で多様な学習要求に対応し、教養を高め、能力を伸ばし、生涯を通じた自己実現を図るための講座と現代的課題、地域課題などの社会的に学習する必要がある講座を各年度とも50講座以上提供します。</p> <p>また、子どもを対象とした市民大学講座や生涯学習センターから離れた地域のコミュニティセンター^(注63)、大学などの機関を活用した講座を実施します。</p> <p>さらに、学びを通じてつながりをつくり、学習活動の継続や地域活動へのきっかけをつくる講座など、多様な講座の提供をしていきます。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民大学講座（前期・後期・夏期）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子ども対象講座 「ジュニアカレッジ」	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域の大学・研究機関などとの 連携講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	コミュニティセンター出前講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	課題（防災・健康・環境等）対応、 地域理解、職業能力向上、一般教 養などの講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習の啓発事業【生涯学習課】				
概要	<p>生涯を通じて学習することの意義や社会教育について、市民に理解を得るとともに、主体的に学ぶ意欲を喚起するため、ホームページや講座、イベントなどを通して生涯学習の啓発を行います。</p> <p>また、市民の生涯学習に関する意識や学習ニーズの調査を行い、生涯学習事業の企画等に活用します。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	生涯学習の意義や社会教育に 関するホームページでの啓発	検討・準備	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	まなびかんまつり・講演会などの イベントにおける生涯学習の啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習の啓発を行うポスター など	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習に関する市民アンケート 調査（横須賀市教育アンケート）	—	—	作成・実施	分析

事業名	学習機会の提供【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習を始めるきっかけを作る事業をはじめ、生涯を通じた自己の充実や生活の向上のための学習、「人づくり」や「まちづくり」の学習、地域に関する学習、社会の要請に基づく学習など多様な学習機会（講座・講演・イベント・ワークショップなど）を提供していきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	自己の充実や生活向上を図るための学習機会	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人づくり・まちづくりに関する学習機会	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域課題（防災・健康・環境等）対応など社会の要請に基づく学習機会	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	高齢者や青少年など各世代に対応した事業の提供【生涯学習課 他】				
概要	高齢者や青少年など各世代で生じる課題に基づく学習および世代間の交流を図るための事業など、多様な学習機会を関係部局とともに提供していきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	青少年の体験活動・ボランティア活動などの青少年対象事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子どもの保護者などを対象とする講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高齢期の準備に対応する講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高齢者を対象とする講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	異世代間のコミュニケーションを図るための講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学習サークル支援事業【生涯学習課 他】				
概要	社会教育施設 ^(注4) などの趣味的な講座とカルチャーセンターなどの講座との根本的な違いは、地域活動につなげていくために、グループ化を図ることです。生涯学習センターやコミュニティセンター ^(注63) で実施する多彩な講座の終了時にサークル化を推進します。サークルの育成を通して、主体的に活動し、地域課題を解決していく市民サークルが増えていくように支援するとともに、さらに各施設でサークルの協議会組織が行う地域のための活動を支援します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学習機会提供後のサークル組織化	推進	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	サークルの育成	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	サークルの連絡協議会の活動支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] レファレンス^(注74)と情報提供の充実【中央図書館】(74 ページ参照)

[社会教育編：再掲] 博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供

【博物館運営課】(76 ページ参照)

[社会教育編：再掲] 美術館展覧会の充実【美術館運営課】(78 ページ参照)

[社会教育編：再掲] 美術館教育普及活動の推進【美術館運営課】(78 ページ参照)



市民大学講座
(ジュニアカレッジ)
「船の教室」



市民大学講座
「野の鳥の世界」

施策（2）「人権教育・啓発」の推進

全ての人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができるようにするため、子どもから高齢期まで生涯を通じて人権を学べるよう、講座や講演会の開催を充実させ、人権教育・啓発を推進します。

〔関連事業〕

事業名	人権教育啓発事業【生涯学習課】				
概要	人権に関わる講座・講演会を充実させ、人権教育・啓発を推進します。講演会については毎年開催とし、講座については4つの分野において、人権課題の焦点を絞りながら、内容の充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	人権を考える講演会	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	同和問題を考える講演会	年1回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	子どもと人権講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	暮らしの中の人権を考える講座	年2回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	歴史からみる人権講座	年3回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権セミナー	年5回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権団体主催の研修会などへの参加	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	人権学習推進事業【生涯学習課】				
概要	コミュニティセンター ^(注63) 、各学校PTA、その他学習グループなどからの人権に関わる学習会開催の要請に基づき、人権学習の出前教室を実施し、人権教育を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	人権学習の出前教室	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（3）学習の場の提供

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設^(注4)やコミュニティセンター^(注63)では、地域の学びの拠点として管理運営を充実し、積極的に市民の学習活動に活用されるように啓発します。学習活動支援や地域の教育力向上を図るため、社会教育事業に携わる職員の専門性を高めます。また、学校開放に当たっては、学校教育に支障がない範囲で活用を推進します。

[関連事業]

事業名	学校施設等の開放事業【生涯学習課】				
概要	市立学校の施設を地域団体に開放し、社会教育の普及および青少年の健全な育成を図ります。各学校の管理状況が許す限りにおいて、利用状況を勘案しながら開放の拡大を検討します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	和室・学校図書館などの施設の開放	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	養護学校施設の開放	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ゆうゆう坂本相談教室施設の開放	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



学校施設（和室）

事業名	生涯学習センター運営管理事業【生涯学習課】				
概要	<p>市民の生涯学習振興を図るとともに社会教育事業も実施する本市の生涯学習推進の拠点施設として、社会教育の専門性を有する指定管理者が適正な管理運営を行うことで、市民の学習活動を支援します。</p> <p>指定管理者の管理運営として、施設管理、学びの場の提供、利用の促進、市民大学、文化・生涯学習情報収集提供、学習相談、学習成果の地域活用の事業を実施します。</p> <p>また、公民館機能ともいえる本市の課題の解決につなげる講座の実施、講座後のグループ化支援を行うほか、学習成果を地域に生かす事業を行います。</p> <p>教育委員会と指定管理者が協力して、生涯学習社会の構築を目指します。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	指定管理者による管理運営	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指定管理者に対する指導・助言・監督・評価	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人づくり、まちづくりに関する事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財保護・啓発に関する事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育委員会と指定管理者との事業協力	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	コミュニティセンター ^(注63) の運営管理【生涯学習課 他】				
概要	<p>地域に最も身近な施設であるコミュニティセンターにおいて、学習のための利用や社会教育に関する学習機会の提供事務を市民部に委任し、各行政センターなどが事業を行います。家庭教育学級^(注70)や高齢者学級などの実施協力を要請します。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学習室などの施設の提供および利用の促進や図書館と連携した図書室運営	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭教育、高齢者学級などの社会教育事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	生涯学習センターなどの専門性向上【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習センターとコミュニティセンター ^(注63) の運営管理を充実させ、社会教育事業を行う職員（生涯学習センター指定管理者およびコミュニティセンター職員を含む）に対し、社会教育研修を実施する他、文部科学省、神奈川県教育委員会などが実施する研修会に職員を派遣し、専門的資質の向上を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	生涯学習センターなどの専門性向上	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新規採用職員研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	社会教育事業を実施する職員の専門性向上を図る研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	社会教育主事 ^(注71) などの専門職員の専門性向上のための外部研修	参加	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センターとコミュニティセンターの合同職員研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	社会教育施設^(注4)などの相互連携【中央図書館】【博物館運営課】【美術館運営課】 【生涯学習課 他】				
概要	生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの本市の社会教育施設やコミュニティセンターのネットワークを強化し、事業連携を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	各施設の事業への博物館・美術館学芸員、図書館司書、社会教育主事などの派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各施設間の事業連携	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] 地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上【博物館運営課】

(77 ページ参照)

施策（4）学習情報・学習相談の充実

市民の主体的な学習活動を支援するために、多様な学習情報の収集、提供および学習相談をさらに充実させるとともに、さまざまな学習情報が市民に積極的に活用されるように啓発します。

[関連事業]

事業名	学習情報収集・提供事業【生涯学習課】				
概要	市民が主体的に学習活動を行えるように、生涯学習センターで、講師、サークル、学習施設、講座・イベントなど、文化・生涯学習に関する多様な情報の収集・提供を充実させます。また、情報提供事業のさらなる周知を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	生涯学習情報の収集・提供事業の普及啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	Yokosuka まなび情報(講師・サークル情報)	収集・提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登録講師情報冊子・登録情報紙	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	講座・イベントなどの学習機会の情報	収集・提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化・生涯学習情報紙	発行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	公共施設検索システム(施設ナビ)登録情報	充実	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センター情報コーナー	運営	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	民間学習情報	収集・提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	広報活動の充実【生涯学習課】				
概要	講座やイベントの参加者アンケートなどを活用して市民ニーズを十分に把握し、情報を必要としている市民に、必要な情報を確実に提供します。 また、報道機関や市広報紙を有効に活用して効果的に生涯学習に関する情報を市民に提供します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	効果的な情報提供活動	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	報道機関の有効活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
市広報紙の有効活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	

事業名	生涯学習に係る学習相談事業【生涯学習課】				
概要	<p>学習上の問題の解決、主体的な学習を継続するには、何を学習したらよいかなど、相談者自らが答えを導き出すために学習相談員が助言します。</p> <p>また、市民活動支援施設などと連携し、情報共有を図り、市民に適切な情報を提供します。コミュニティセンター^(注63)などでも学習相談を行います。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学習相談員による生涯学習センターの学習相談	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習相談員の専門性向上	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	イベントなどにおける学習相談会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種市民活動支援施設との連携	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	他施設における学習相談の支援 (出張学習相談等)	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「横須賀市生涯学習ホームページ」の充実【生涯学習課】				
概要	<p>現在の生涯学習のホームページを充実させ、社会教育の各施設のイベントやお知らせを一つのページで閲覧できるように検討する他、生涯学習の必要性や生涯学習社会構築に向けてアピールするページなど、見やすく分かりやすいホームページにします。また、情報の更新をスムーズに、漏れなく行えるようにします。</p> <p>インターネットによる市民の学習ニーズ調査の実施について調査・回答方法や新たな形態等を含め検討します。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	生涯学習(社会教育)のホームページ	検討・準備	公開	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習メールマガジン	検討	検討・準備	配布	⇒⇒⇒
	インターネットによる学習ニーズ調査	検討・準備	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] 博物館の広報活動の充実【博物館運営課】(77ページ参照)

目標2 学びの成果が活かせる社会を目指します

市民が学習で得た知識や技能などの学習成果を社会に生かし、生かしたことが社会から適切に評価される「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みを行います。

施策（5）学びの成果を地域に生かす活動の支援

学習成果を自らの能力向上に生かすだけでなく、ボランティア活動などで、地域に活かせるよう支援します。

[関連事業]

事業名	登録講師の学習成果の地域還元事業【生涯学習課】				
概要	<p>学習で身に付けた知識や技術を地域に生かす活動を支援するため、Yokosuka まなび情報に登録する活動経験の少ない講師に研修、相互評価を伴う講座などを行い、講師デビューを支援します。</p> <p>主体的な活動と活動の継続を推進するためのスキルアップ講座を実施します。また、スキルアップ講座の中で経験を積んだ講師についても支援していきます。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学習成果を地域に生かす意義や講師活動に関する研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登録講師の力量向上を図るための相互評価を伴う講座	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	講座企画に関する指導・助言および講師デビュー講座	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	主体的な活動や活動の継続を図るための指導・助言およびスキルアップ講座	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
講師活動の経験を積んだ登録講師の資質向上の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	

事業名	講座企画運営ボランティア事業【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターで実施する講座の企画運営を行うボランティアの養成および育成を行い、その成果を発揮する場として、生涯学習センターにおいて、市民と協働して学習機会を提供します。ボランティアが経験を積み、さまざまな講座の企画運営ができるようになることを目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	講座企画運営ボランティアの育成	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ボランティアによる講座運営の補助	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	講座企画運営ボランティアとの共同企画	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新たな講座企画運営ボランティア養成講座	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学習成果地域活用の普及啓発事業【生涯学習課】				
概要	より良い地域をつくるため、学習成果を主体的に社会に還元し、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会 ^(注64) 」に向けた啓発を行います。 また、新たな学習成果を活用するための仕組みづくりについても検討します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学習成果地域活用（知の循環型社会）啓発事業	検討	実施	検討	実施
	新たな学習成果の活用の仕組みづくり	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] 博物館による学習機会の支援事業【博物館運営課】(76ページ参照)



講座企画運営ボランティアによる講座
『『聴き上手な男』になる講座』

施策（6）学びの成果を評価する仕組みづくりの検討

学習の成果を地域に生かしたことが、地域から適切な評価を受けられるように、評価の仕組みづくりを検討します。

[関連事業]

事業名	学習成果の地域還元を評価する仕組みづくりの検討【生涯学習課】				
概要	学習成果を地域のために還元する重要性を認識した上で、地域で講師活動を行う Yokosuka まなび情報登録講師を評価します。 神奈川県と連携し、各種資格の検定試験情報を提供するとともに学習成果が社会的に評価され、認証や顕彰されるための新たなシステムについて検討します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	Yokosuka まなび情報登録講師デビュー事業修了者の公表	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	登録講師デビュー事業修了者の新たな評価方法	実施・検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の地域還元の顕彰制度	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の認証システム	実施・検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習成果の社会的効用性の向上、活用促進の支援	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	神奈川県生涯学習ホームページとの連携による検定試験情報の提供	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



登録講師サークルのスキルアップ講座

目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります

市民一人一人が公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかに育むため、学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図ります。

施策（7）「学社連携・融合」事業の推進

地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に生かすため、学校と地域が相互に連携を図りながら、協力して子どもの教育に取り組む学社連携・融合^(注2)の事業を推進します。

[関連事業]

事業名	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討【生涯学習課】				
概要	<p>地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に生かし、学校の教育活動を充実させるための学校支援ボランティアの導入を検討します。</p> <p>さらに、学校と地域がより密接な連携をするための橋渡し役となる、学校支援コーディネーター^(注72)の導入も併せて検討します。</p> <p>このことにより、保護者および地域の人々が連携し、ボランティアとして学校を支援する活動を推進し、学校および地域の活性化を図ります。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ボランティア活用のための学校との連携	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校支援ボランティア講座	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校支援コーディネーターの導入	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（8）学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上

次世代を担う子どもの健全な育成のため、家庭教育に関する学習機会の提供、保護者間の情報共有を図る交流の場の確保、および家庭教育に関する各種情報を提供します。

[関連事業]

事業名	家庭教育講演会の開催【生涯学習課】				
概要	保護者に対する学習の機会、情報の提供および家庭教育の支援のため、家庭教育講演会を実施し、保護者の意識向上を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	家庭教育講演会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	PTA活動振興事業【生涯学習課】				
概要	学校・家庭・地域の連携を強化するためには、社会教育団体であるPTAの活動は重要度を増しています。そのため、横須賀市PTA協議会および神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会の活動を活性化させるため、財政的支援を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	PTA活動の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀市PTA協議会との事業連携の見直し【生涯学習課】				
概要	横須賀市PTA協議会との事業連携について、さらに効果的に行うため、横須賀市PTA協議会と協議・調整を図りながら、事業内容も含め見直します。このことにより学校・家庭・地域のさらなる連携強化を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	事業連携	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	家庭教育学級 ^(注70) の開催【生涯学習課 他】				
概要	家庭が果たす役割や課題を見つめ、次世代を担う子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育事業を委任しているコミュニティセンター ^(注63) と共同し家庭教育学級などの家庭教育支援事業を開催し、教育力の向上を図ります。また、PTAなどが家庭教育学級を開催する際に支援を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	コミュニティセンターと共同による家庭教育講座・家庭教育学級	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	PTAの家庭教育学級に対する支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市民大学における家庭教育支援講座の開催【生涯学習課】				
概要	市民大学において、乳幼児や青少年の心理学、発達心理学など、子どもの豊かな人間性や社会性を育むために必要な高度な知識の習得や、異世代間のコミュニケーションを図るための講座など、家庭教育を支援する講座を開催します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民大学における家庭教育の支援に関する講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民大学におけるコミュニケーション能力向上に関する講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 食教育^(注18)の推進【学校保健課】(17ページ参照)

[学校教育編：再掲] 家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立

【教育指導課】【支援教育課】【学校保健課】【教育政策担当】(39ページ参照)



家庭教育講演会

目標4 文化遺産の保存と活用を推進します

個性豊かな横須賀の歴史や文化・自然を将来に継承していくために、現在まで培われてきた文化遺産の保存と活用を推進します。

施策（9）横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承

指定重要文化財^(注 65)の適切な維持管理の徹底を図り、将来へ継承するとともに、新たな指定のための調査を行います。また、市内各地域にはそれぞれ固有の文化遺産があり、市民団体などと協働で保存と継承を強化し、活用を図ります。

[関連事業]

事業名	重要文化財の保存管理と公開活用【生涯学習課】				
概要	市内に所在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物のうち、重要なものを指定して、保護・保存を図るとともに、公開・活用を図りながら市民等の文化的資質の向上を目指し、将来へ受け継いでいきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	重要文化財指定候補の選択と調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指定	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新指定重要文化財等保存管理・公開活用計画	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	博物館・美術館と連携した指定文化財の紹介	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	史跡東京湾要塞跡活用推進事業	策定 実施	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	史跡保護整備事業	策定 実施	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	埋蔵文化財 ^(注67) の保護と調査【生涯学習課】				
概要	埋蔵文化財に関するデータの見直しや更新を行い、埋蔵文化財包蔵地で計画された開発行為などと埋蔵文化財保護の協議を円滑に進めるとともに、必要な試掘確認調査および本発掘調査を実施し、その結果を調査速報展や発掘調査報告書の刊行により公開します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	埋蔵文化財分布地図と地名表	随時更新	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	埋蔵文化財保護のための協議	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	試掘確認調査・本発掘調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	発掘調査速報展	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財調査報告書	刊行	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市民団体との協働による文化遺産の活用【生涯学習課】				
概要	市内各地には、その地域に根差した文化遺産があります。その保存・活用は、地域の市民団体と協働することで、いろいろな手法をとることができ、より幅の広い効果が期待できます。地域力向上のためにも市民団体との連携を強化し、文化遺産の保存、活用、継承を推進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民団体との協働による文化遺産の活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化遺産の保存・活用に関する情報共有	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財保存・公開事業への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	学校教育との連携の強化【生涯学習課】				
概要	文化財整理室における発掘調査出土品の展示と解説、市内各学校の要望に応じて発掘調査の出土品やその他実物の資料を使った授業、史跡見学などの屋外学習などの支援および民俗芸能 ^(注66) の体験など、郷土横須賀の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	文化財整理室の公開・活用 出土品を活用した授業の支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	よこすかの文化財などの展示事業【生涯学習課】				
概要	生涯学習センターにおいて、通年でよこすかの文化財などのパネル展示（展示内容は適宜、入れ替えを実施）を行い、市民に文化財などの周知を図るとともに文化財保護意識の啓発を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	文化財などのパネル展示による啓発	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] 自然誌資料歴史資料の保存と活用【博物館運営課】(77ページ参照)



市指定重要文化財 燈明堂跡（西浦賀）



市指定重要文化財 ペリー上陸記念碑(久里浜)

施策（10）近代化遺産の調査と保護・活用の推進 -----

近代化を伝える遺産は本市特有の魅力であり、市内外に広くアピールするためには、基礎的な調査や資料収集を行い、保存と公開・活用を図る必要があります。当面は、東京湾要塞跡や旧横須賀海軍工廠関連資料などの保存と活用を推進します。

[関連事業]

事業名	近代化遺産 ^(注73) の調査と保存・活用【生涯学習課】				
概要	<p>市内に所在する近代化遺産・近代遺跡については、横須賀市史や神奈川県調査報告書の刊行により基礎資料が整ってきました。今後は、それらの保存状況や現況の詳細調査を行い、文化財指定による保存と活用を推進します。</p> <p>また、消滅していくものについては記録保存のための調査を行います。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	調査および調査報告	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	記録保存のための調査	随時実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	旧横須賀製鉄所・東京湾要塞跡に関する資料の収集と保存・公開【生涯学習課】				
概要	<p>平成27年度に鉄入れ式から150周年を迎える旧横須賀製鉄所とその後の横須賀造船所・横須賀海軍工廠に由来の近代造船資料および東京湾要塞を構成する砲台跡に関わる資料を収集し、公開・活用を検討します。</p>				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	近代化遺産に関わる資料	収集	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	収集資料のデータ	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保存・活用計画	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[社会教育編：再掲] 近代歴史資料の調査と保存・活用【博物館運営課】（75ページ参照）

施策（11）伝統文化の保存と継承の推進

市内各地に伝わる伝統的な文化や芸能は長い間それぞれの地域で育まれてきたものであり、郷土を知り郷土の誇りとなるものです。これらを次世代へ継承していくために、指導者と後継者の育成を図ります。また、平成25年度までに作成した映像記録を活用し周知を進めます。

[関連事業]

事業名	民俗芸能 ^(注66) ・伝統文化の保護と継承【生涯学習課】				
概要	横須賀市民俗芸能保存協会加盟団体と協調して、民俗芸能の保護と継承の推進を図ります。また、指定重要無形文化財 ^(注65) ・指定重要無形民俗文化財および国選択無形民俗文化財については映像記録を作成したので、広く公開活用していきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	民俗芸能保存協会加盟各団体の情報交換および協議	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保存に貢献した会員に対する感謝状の贈呈	—	実施	—	実施
	民俗芸能の映像記録の活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	民俗芸能大会、民俗芸能地域公開事業の開催【生涯学習課】				
概要	民俗芸能の周知啓発および指導者・後継者育成のために民俗芸能大会ならびに民俗芸能地域公開事業を開催します。 なお、民俗芸能大会は横須賀市民俗芸能保存協会加盟10団体と招待団体の出演、地域公開事業は同協会加盟団体の一部の出演で開催します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	開催計画	策定	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	民俗芸能大会	—	開催	—	開催
	民俗芸能地域公開事業	開催	—	開催	—



市指定重要無形民俗文化財
長井町飴屋踊り（長井）

目標 5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます

市民の多様な生涯学習活動を支援するため、図書館・博物館・美術館では、市民と時代の要請に応じた資料や情報の収集と提供を行い、レファレンス^(注74)や講座、展示、展覧会などの事業の一層の充実を図ります。とくに学校等と連携して子どもたちのための読書活動や体験学習、鑑賞教育などの教育普及活動を充実させます。

施策（12）図書館活動の充実

常に市民ニーズを把握しながら、効率的に広範囲で有益な資料を収集・整理・保存し、市民の読書活動、生涯学習に資するとともに、市民の役に立つ、市民から頼りにされる図書館を目指します。

そのためにレファレンスと情報提供の充実を図り、市民生活の様々な課題解決に図書館の活用を提案していきます。

また、第2次横須賀市子ども読書活動推進計画に基づき、すべての子どもたちが自発的な読書習慣を身に付け、読書活動を継続していくことのできる環境を整備します。

[関連事業]

事業名	図書館資料の収集、整理、保存【中央図書館】				
概要	資料収集基準に基づき、市民ニーズに即した資料および地域特性を活かした資料を収集し、利用しやすい整理と将来にわたって有益な資料の保存に努めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	集中選書によるバランスのとれた資料の収集	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	旧海軍資料等地域特性と密接に関わる資料の収集	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	資料の適切な修理・保存	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	図書館情報サービス事業【中央図書館】				
概要	図書館とコミュニティセンター ^(注63) 図書室等のサテライト ^(注68) 拠点を結んだネットワークシステムの円滑な運用を行い、全市域に図書館サービスを提供していきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ネットワークの円滑な運用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	レファレンス ^(注74) と情報提供の充実【中央図書館】				
概要	レファレンスと情報提供の充実を図り、図書館の活用を提案していきます。 また、社会環境の変化による市民ニーズを把握しながら、電子書籍 ^(注69) の導入や、資料の電子化に取り組む等、今後の図書館のあり方についても検討していきます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	レファレンスと情報提供	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	『読書週間』等に合わせたの行事開催	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	情報発信	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	図書館資料の電子化	検討	⇒⇒⇒	導入検討	導入

事業名	子ども読書活動推進事業【中央図書館】【児童図書館】				
概要	子どもたちを取り巻く家庭・地域・学校などと連携し、子どもの読書活動を推進するためのさまざまな事業を実施します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校への資料の提供および情報発信	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	『子ども読書の日』等に合わせたの行事開催やPR活動	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	児童図書館の環境整備	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	(仮称) 子ども読書活動推進計画策定検討委員会	—	—	検討準備	第3次計画策定



ネイティブスピーカーによる英語の絵本読み聞かせ
(クリスマスおはなし会)

施策（13）博物館活動の充実

学校教育との連携や、市民が横須賀市の自然と歴史を学ぶための拠点施設、地域の総合博物館としてのさらなる充実を図り、“横須賀の近代史と三浦半島の海と海辺の自然を特色とした博物館・楽しく学べる博物館”を目指します。また、資料の貸出しや学芸員派遣を含む学校や市民団体への学習支援を推進し、“市民に役立つ博物館”を目指します。

[関連事業]

事業名	展示の充実および附属施設の運営と調査研究事業の推進【博物館運営課】				
概要	常設展示の充実、特別展示・企画展示の開催、馬堀自然教育園・天神島臨海自然教育園・天神島ビジターセンター・ヴェルニー記念館の運営と、資料の収集・保存および調査研究事業を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	特別展示、企画展示、トピックス展示	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	天神島臨海自然教育園・ビジターセンターの運営の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	資料の収集および調査研究事業の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	近代歴史資料の調査と保存・活用【博物館運営課】				
概要	横須賀製鉄所など市内に所在する近代歴史資料の調査研究、資料の収集を行い、保存、公開、活用を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	近代歴史資料の調査研究	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	近代歴史資料の収集と保存	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	近代歴史資料の特別展示、常設展示の更新、講座などによる活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供【博物館運営課】				
概要	生涯を通じた自己の充実や生活の向上のための学習機会を提供します。歴史や自然に関する講座、自然観察会、夏休み体験学習などの教育普及活動を、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、博物館の各施設を利用した講義と現地での野外学習などを通じて実施します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	三浦半島の身近な自然に関する講座、自然観察会など	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	横須賀の歴史・民俗に関する講座、野外学習など	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指定を受けた仏像などの文化財や史跡を広く市民に紹介する行事	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	自然環境や歴史認識に関する教養講座	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	夏休み企画、触れる展示、クイズラリーなど子ども向け行事や、理科好き、歴史好きな児童生徒“博士の卵”を育てる企画	作成と開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	博物館による学習機会の支援事業【博物館運営課】				
概要	環境教育、環境学習、郷土史研究などを支援し、事業連携を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	関係部局や学校などが実施する講座や授業の支援、連携	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民団体が実施する講座や授業の支援	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	子ども向け博物館教育普及活動の推進【博物館運営課】				
概要	学校と連携または協力して、児童生徒の学習の場を提供します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校教育で利用できる企画を開発し、教職員との共同研究を推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	「昔のくらし」や「移動博物館」など、学校教育に役立つ展示・企画	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	自然誌資料歴史資料の保存と活用【博物館運営課】				
概要	約60年にわたり博物館に蓄積されてきた自然誌資料、歴史資料を適切に保管し、整理するとともに、調査研究報告書、資料集等に報告し、展示・講座などで広く市民に公開します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	資料の虫害・カビ害を防ぐための調査および薫蒸	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	調査研究報告書、資料集などの発行	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	展示、各種講座などによる活用	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上【博物館運営課】				
概要	市民、学校、他部局等からの要望に適切に対応でき、最新の情報を蓄積し発信できるよう博物館の地域研究を核にした専門性をさらに高めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	地球科学、植物、動物、昆虫、考古、歴史、近代建築史、民俗それぞれの専門性の向上と、市民の多様な学習活動への対応の充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	博物館の広報活動の充実【博物館運営課】				
概要	来館者、来園者へのアンケート等により利用者の実態を把握して博物館の教育普及活動を広く市民に周知するシステム作りを検討し、実施します。また、平成25年度にシステムが更新されるホームページによる広報活動をさらに充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	利用者の実態把握と効果的な情報提供活動	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	報道機関、市広報の有効活用	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	ホームページの充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（14）美術館活動の充実

美術への理解を深め、多くの人々に親しまれる美術館を目指して、展覧会事業、教育普及事業、収集管理保管事業を充実させ、美術館活動の推進を図ります。教育普及事業では、特に学校等と連携して子どもたちの鑑賞を中心とした教育活動を充実させます。

[関連事業]

事業名	美術館展覧会の充実【美術館運営課】				
概要	国内外の近代・現代美術を中心とした展覧会、多数の所蔵作品の紹介、および集客効果の高い企画展など、幅広いジャンルを対象とした展覧会を開催することで、多くの人々に優れた美術作品と出会い、親しみ、感動を得る場を提供します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	企画展	年6回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	所蔵品展および谷内六郎館 収蔵作品の展示	年4回開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	美術館教育普及活動の推進【美術館運営課】				
概要	美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるように美術館活動基本方針の5つの柱「知的好奇心の育成と充足」「福祉活動の展開」「学校との連携」「市民との協働」「子どもたちへの美術館教育」に基づく教育普及活動を行います。 特に、学校等と連携して子どもたちの鑑賞教育を中心とした教育普及事業を充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	美術館活動の基本方針に基づく ワークショップ、講演会など	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校との連携による教育普及事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



小学校鑑賞会

事業名	美術品の収集、保存、活用【美術館運営課】				
概要	収集方針に基づき、積極的な収集活動を行い、所蔵作品の充実を図ります。また、所蔵作品のデータベース化を進め、広く情報発信を行うほか、所蔵作品の修復等を行い、市民の文化的財産を未来へ伝えます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	美術品収集活動の推進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	所蔵作品情報の発信	検討	⇒⇒⇒	準備	実施
	所蔵作品の修復等管理	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進【美術館運営課】				
概要	地域の人々や他部局、異業種との連携を強め、「市民に親しまれ、利用される美術館」を目指した活動を行います。また、ホームページやSNS ^(注75) を活用し、市民や横須賀を訪れる人々に積極的な情報発信を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	近隣地域などと連携した活動	検討実施	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習課・博物館と連携した指定文化財の紹介	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	インターネットを利用した情報発信	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	美術館維持整備事業【美術館運営課】				
概要	周囲の豊かな自然とその風景に調和した美術館の維持整備を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	中長期修繕計画に基づく維持整備事業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	美術館10周年記念事業【美術館運営課】				
概要	開館10周年を記念し、より多くの人々が美術館を楽しみ、身近に感じられるよう、展覧会等の記念事業を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	美術館10周年記念事業	検討	⇒⇒⇒	検討・準備	実施

目標指標(社会教育編)

社会教育編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	学校施設開放の利用人数 (和室など)	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(3)学習の場の提供
概要	学校の和室・会議室などの開放施設の利用人数で、地域活動の活性状況を測ります。		
基準値	19,133 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	20,000 人 *22~24 年度の最高値を切り上げ

指標名	生涯学習センター利用者数	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(3)学習の場の提供
概要	地域に学習成果を還元できる力を備えるためには学習活動を継続することが必要です。生涯学習センターの各学習室、図書室、情報検索パソコンの利用人数から、学習活動が安定して継続されているかについて測ります。		
基準値	133,751 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	138,000 人 *22~24 年度の平均値を切り上げ

指標名	学習情報の提供件数	関連目標	目標1:市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
		関連施策	施策(4)学習情報・学習相談の充実
概要	生涯学習センターで提供する Yokosuka まなび情報(講師・サークル)、講座、施設などの学習情報の提供件数から、市民の学習活動に対する情報提供支援の状況を測ります。		
基準値	5,839 件 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	7,000 件 *22~24 年度の最高値を切り上げ

指標名	レファレンス ^(注74) 件数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(12)図書館活動の充実
概要	図書館4館でのレファレンス件数から、図書館サービスの状況を測ります。		
基準値	28,314 件 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	33,000 件 *20~23 年度の上昇傾向

指標名	児童書貸出冊数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(12)図書館活動の充実
概要	子ども読書活動推進事業の指標として、図書館4館、サテライト ^(注68) 館10館および取次所4か所での児童書の貸出合計冊数から、子どもの読書活動の状況を測ります。		
基準値	437,835 冊 (24年度)	目標値 (29年度末)	519,000 冊 *19~23年度の上昇傾向

指標名	博物館来館者数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(13)博物館活動の充実
概要	博物館本館・付属施設の来館(来園)者数から、横須賀や三浦半島の自然や歴史への関心度を測ります。		
基準値	163,861 人 (22~24年度平均値)	目標値 (29年度末)	170,000 人 *22~24年度の最高値を切り上げ

指標名	美術館展覧会観覧者数 美術館来館者数	関連目標	目標5:図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
		関連施策	施策(14)美術館活動の充実
概要	美術館で開催する展覧会の観覧者数と美術館への来館者数から、どれだけの方が優れた芸術に触れる機会を持つことができたかを測ります。		
基準値	観覧者数 97,535 人 (123,203 人*) 来館者数 242,229 人 (24年度)	目標値 (29年度末)	観覧者数 110,000 人 来館者数 245,000 人 *(観覧者数) 開館以来の目標値 10 万人+1 万人 *(来館者数) 22~24年度の最高値を超える数値

*は、特別企画展観覧者を含む人数



25年度展覧会「日本の妖怪を追え！」展

4-3 第2期実施計画 (スポーツ編)

【横須賀市スポーツ振興基本計画】



横須賀市中学校駅伝競走大会

【スポーツ】

本計画におけるスポーツとは、運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む）であり、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。

4-3 スポーツ編 「豊かなスポーツライフの実現」

横須賀市スポーツ振興基本計画

現状と課題

スポーツは、健康な体をつくり、達成感、連帯感を育てるなど、人が本来持っている根源的な欲求を満たす大きな力を持っています。

これまで横須賀市のスポーツ行政では、市民の生涯スポーツ社会の実現のために、スポーツ活動の推進、支援、スポーツ環境の整備などを行ってきました。

複雑化、利便化した社会で、体力の低下や、ストレスの増加などが問題となる中で、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる豊かなスポーツライフを実現するために必要な施策を講じ、社会の現状と課題をスポーツで解決する視点で捉えます。

また、本市においては、このスポーツ編を「横須賀市スポーツ振興基本計画」として位置付けることとします。(102 ページ参照)

1 子どもの生活習慣の乱れと体力の低下

運動機会の減少や生活習慣の乱れが生じており、子どもの体力は長期的に低下傾向にあることが課題となっています。

横須賀市教育アンケート調査（平成24年度実施 小学校4～6年生、中学校1～3年生対象）によると、本市において、体力や運動実践での二極化が進んでおり、学年の進行に伴いスポーツや運動が好きではないと答える子どもの割合が増加しています。

平成24年度「体力・運動能力調査」について、小学校5年生と中学校2年生で全国と本市の結果を比べると、「体力・運動能力調査」の得点は、小中学生とも半数以上の種目で全国平均を下回っています。同調査で生活習慣について、毎日朝食を取る割合を比べると、小中学生とも全国平均を下回り、中学生の方がその差が開いています。また、小中学生において体力との関係で最適といわれている睡眠時間（小学生は8時間以上、中学生は6時間以上8時間未満）については、その割合が、小学生では全国を若干上回り、中学生は全国を大きく下回っています。

このことから、子どもの体力を向上させるためには、学校、家庭が連携し、健康・体力への意識を高め、生活習慣を改善し、体を動かすことを習慣化することが必要になってきています。

2 社会人のストレス、生活習慣病の解消

働き盛りの中年層においては社会の情報化、利便化が進む中で、社会人のストレス、生活習慣病増加など、心身両面にわたる健康維持が課題となっています。

横須賀市教育アンケート結果によると、成人のスポーツ実施状況については、週1回以上のスポーツ実施率は50.7%であり、前回の調査と比較して微増傾向にあるが、国の目指している65%程度までには至っていません。

また、スポーツをする理由を尋ねてみると、「健康・体力づくりのため」と回答した方の割合が81.7%となっています。なお、スポーツをしていない方の73.4%は現状に満足せず、スポーツをしたいと感じています。

このことから、心身両面にわたる健康維持のためにスポーツをすることへの潜在需要はあると判断できます。この潜在需要に応えることで、スポーツの効果により、課題が解消されることにつながります。

3 健康寿命の延伸、生きがいつくり

高齢化が進む中で、健康寿命の延伸、生活習慣病予防、生きがいつくりなどが課題となっています。

平成47年には、ほぼ3人に1人が65歳以上になるといわれています。このような社会において生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、社会全体の活力の維持のためにも強く求められている状況となっています。

そこで、高齢者がスポーツを通して、地域・仲間とつながりを持ち、自己実現や生きがいを感じてもらふことにより、課題が解消されることにつながります。

4 市民の相互交流

市民の相互交流、連携する機会が少なくなってきており、地域の人間関係の希薄化が課題となっています。

横須賀市教育アンケートの結果によると、成人のスポーツや運動を行っている理由として81.7%の方が「健康・体力づくりのため」と回答している一方で、「仲間づくりのため」と回答している方も13.7%います。

また、主にだれとスポーツや運動をするのかの問いに対しては、「ひとりで」と回答した方が半数以上を占め、次いで家族、友人、クラブ・チームの仲間の順となっており、近隣の住民とスポーツをする割合は低い結果となりました。

このような状況の中で、変化する市民のニーズを把握しながら、市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるような環境づくりを推進していくことが必要になってきています。

今後4年間の取り組みの方向性

スポーツ編では、今後8年間を通じて「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指すためには、例えば、市民の健康・体力づくりの推進、施設の整備、スポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりする人への支援などのさまざまな施策を展開することが必要です。折しも平成32年（2020年）には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。会場地から日帰り圏内にある本市にとっては、世界的なスポーツイベントを身近に感じ、市民のスポーツとのさまざまな関わりを深める絶好の機会であると考えられます。

また、併せて関係機関と互いに連携を深めることで、市民のスポーツ活動がより身近で親しみやすいものとなるよう取り組みます。

そのため、これからの4年間、3つの目標を掲げ、11の施策および関連事業を推進します。

【スポーツ編 3つの目標】

- 目標1 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります
- 目標2 だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
- 目標3 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します

目標1 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります

近年、学校体育や健康教育の充実は、その必要性・大切さが掲げられています。なぜなら、学校体育で経験するスポーツは、人間として他を思いやる気持ちや、勝敗により一喜一憂するなどの豊かな心を育てるとともに、体の成長を促す重要な役割を果たします。そして、個々に適したスポーツの能力が開発された場合は、競技スポーツの活躍の場へと導くことが可能です。子ども時代の豊かなスポーツ体験は、スポーツを生涯楽しもうとする習慣をも育てることになり、健康で生き生きとした生活を送る基盤にもなります。

また、運動部活動においては、目標を同じくする仲間との連帯感や協調性を育み、責任の重要性を改めて感じるとともに、スポーツの専門性を高めることができます。しかし、現在、学校の運動部活動においては、少子化による部員の減少や専門的な指導ができる顧問の不足などにより、活動はかなり厳しいことが現実です。

学校教育の中ではこのような現状を踏まえ、体育授業や学校教育全体での体力向上への取り組みやスポーツに親しむ環境づくりを通して、スポーツの楽しさや大切さが理解されるよう学習を進めます。

施策（1）生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進

学校、家庭が連携を図り、健康・体力づくりへの意識を高め、規則正しい生活習慣を確立し、体を動かすことを習慣化することで、子ども一人一人の健康・体力づくりを目指します。

[関連事業]

事業名	児童生徒健康・体力向上推進事業【スポーツ課】				
概要	市内全体の児童生徒の健康体力、運動習慣の状況について把握します。それぞれの調査結果を検証、対策について検討し、それぞれの調査結果や相関関係を児童生徒および保護者に提供します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	横須賀市児童生徒健康・体力向上推進委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体力・運動能力調査	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 食教育^(注18)の推進【学校保健課】(17ページ参照)

[学校教育編：再掲] 家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立

【教育指導課】【支援教育課】【学校保健課】【教育政策担当】(39ページ参照)



小学校児童陸上記録大会



表現運動・ダンス発表会

施策（2）体育・健康教育の充実

体育・保健体育科の授業において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに体育的行事などを充実させます。

[関連事業]

事業名	学校体育授業サポート事業【スポーツ課】				
概要	学校からの要望に応じて、市スポーツ推進委員 ^(注76) を学校体育授業のサポーターとして派遣します。事前に安全管理や救急法などについての研修を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	必要な知識などの研修会	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校体育授業サポーター	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	新体カテスト ^(注77) 測定員養成事業【スポーツ課】				
概要	学校からの要望に応じて、市スポーツ推進委員を新体カテスト測定員として派遣します。事前に測定員研修を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	測定員研修	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新体カテスト測定員	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

[学校教育編：再掲] 食教育^(注18)の推進【学校保健課】(17ページ参照)

[学校教育編：再掲] 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進【学校保健課】

(17ページ参照)

施策（3）運動部活動の活性化

運動部活動指導者派遣や全国大会出場などへの支援を行うことにより、運動部活動を活性化させます。

[関連事業]

事業名	運動部活動指導者派遣推進事業【スポーツ課】				
概要	市立中学校運動部活動活性化のために、指導の困難性、内容に危険度のある競技種目を中心に指導者を派遣して、生徒のニーズに応えるとともに、顧問の負担軽減と、部活動の活性化を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	運動部活動指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	全国大会出場などへの支援事業【スポーツ課】				
概要	市立横須賀総合高等学校に対し、部活動指導者の派遣などを行い、技術向上、レベルアップを図り、全国大会出場を目指します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	運動部活動検討委員会及び部会	設置・検討	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	運動部活動指導者	派遣	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	運動部活動強化のための備品購入	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



中学校総合体育大会 総合開会式

目標2 だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ ことができる機会を充実させます

生涯スポーツは、体を動かすことによる爽快感や達成感とともに、仲間づくりや健康増進につながります。そして、自らが体を動かすだけでなく、関心を寄せ、観戦したり、応援したりすることもスポーツ活動の一環です。また、スポーツ団体における活動や、知識・技術を生かしたスポーツボランティアなどの社会参加は、体力の維持や精神的な充足が期待できます。

市民のだれもが生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる市民社会を実現するためには、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会の提供と環境づくりが重要です。

そのためには、日頃スポーツをする機会の少ない市民がスポーツを始める機会や基礎技術習得の機会を提供する必要があります。

また、従来の単一種目を中心とした公共施設を拠点とする地域スポーツクラブだけでなく、市民が主体的に運営し、だれもが性別、年齢、障害の有無などに関わらず複数の種目に参加できる総合型地域スポーツクラブ^(注5)の育成や地域の特色を生かした楽しむスポーツの普及も重要です。

また、スポーツ振興には、指導者や機会の充実だけでなくスポーツを楽しむための施設の充実も重要なことです。

現在、本市のスポーツ施設の利用に関しては、学校行事や体育協会加盟団体の大会などを考慮しつつ、市民が幅広く多くの機会を得ることができるよう工夫しています。しかし、スポーツ振興を進める結果、スポーツに親しむ市民が増加し、既存の施設の利用はますます難しくなることが予想されます。また、施設によりその利用団体が固定されているような傾向が見受けられるとの意見もあります。

限られた施設を有効に、そして最大限に活用するためには、利用方法をさらに工夫していく必要があります。また、施設の改良や必要に応じた整備も図っていかねばなりません。さらに、市民の大切な財産であるスポーツ施設を維持するため、受益者負担^(注78)の原則に立ち、適正な利用料金であるかどうかなどの見直しを適宜行います。

また、市民のスポーツ情報に対する要望は多様化しており、さまざまな情報が求められているのが実情です。現在、本市のスポーツ情報の発信源は、市の広報、体育協会の広報、またインターネットによるスポーツ情報などが多くを占めています。スポーツ情報の提供者としては、その情報を能動的に得たいとする人を対象にすることも大切ですが、普段スポーツに興味のない人に対し、多くの情報を提供し、スポーツへの理解を得る努力も必要です。そのためには、従来からの広報紙やインターネットによる啓発活動も依然重要な役割を担うことになります。

特にインターネットは、大量の情報を瞬時に提供できる利便性があり、情報を主体的に得ようとする市民にとってはますます重要度を増すことになるため、一層の充実を図ります。

施策（4）市民の健康・体力づくりの推進 -----

幼児から高齢者までを対象にした市民スポーツ教室について、市民のニーズに柔軟に対応しながら、充実させます。また、普段スポーツに興味のない人に対しても興味を持ってもらえるような内容の事業を実施します。加えて、地域住民の身近な場所でスポーツ振興を実施している学区体育振興会^(注79)の効率的な運営を図ります。

[関連事業]

事業名	市民スポーツ教室事業【スポーツ課】				
概要	広く市民に対して、スポーツを通しての健康づくり、スポーツの習慣化、スポーツの基礎技術の習得を目的として、市民スポーツ教室を実施します。併せて、教育アンケートを実施し、市民のニーズやスポーツ実施率などを把握します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民スポーツ教室ガイド	作成	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	実施内容の見直し	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室運営に関する打ち合わせ会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室の全面運営委託化	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育アンケート	—	検討	実施	⇒⇒⇒

事業名	学区体育振興会育成事業【スポーツ課】				
概要	地域住民の身近な場所でスポーツ振興を実施している学区体育振興会について、少子化や地域コミュニティのつながりの希薄化などの課題を踏まえ、より効果的に運営するため、活動範囲の検討・組織員の資質の向上なども視野に入れて、在り方を検討します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学区体育振興会の在り方	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（5）市民が主体となる活動の支援

年齢や性別、技能の高低、障害の有無などに関わらず、多くの市民が集まり、市民が主体となって行う活動が実施できるように、環境整備を進めます。

[関連事業]

事業名	総合型地域スポーツクラブ ^(注5) 育成事業【スポーツ課】				
概要	いつでも、どこでも、いつまでも、より多くの人が生涯を通してスポーツやレクリエーションを楽しめる地域コミュニティである総合型地域スポーツクラブを育成します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民の認知度の向上のための情報提供の充実	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	創設支援のための調整会議の開催および情報の提供	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	既存団体の活動拠点の確保	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種目スポーツ団体に対する研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	指導者派遣に関する情報	提供	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



NPO法人よこすか総合型地域スポーツクラブ



よこすかスポーツフェスタ
(ソフトバレーボール大会)

施策（6）スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進

市民に広く、スポーツなど社会体育^(注80)の場を提供するため、市内の体育施設を円滑に管理運営します。

[関連事業]

事業名	学校体育施設開放奨励事業【スポーツ課】				
概要	地域の青少年団体やスポーツ団体などにスポーツやレクリエーションの場として、学校体育施設を開放し、健全な余暇利用を促進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校開放運営委員会への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校開放運営委員会の在り方	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	体育会館運営方法の検討【スポーツ課】				
概要	市民がスポーツに親しむ機会をより有効的に提供するため、体育会館指定管理者 ^(注81) と協力し、体育会館施設の運営方法を検討するとともに計画的な施設整備を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	体育会館利用方法	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体育会館整備計画	随時更新	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



横須賀アリーナ

施策（7）スポーツ情報提供の充実

ホームページなどを充実させることで、多くの方にスポーツ情報を分かりやすく提供します。また、必要な人に必要な情報が提供されるようにします。

[関連事業]

事業名	横須賀市スポーツ行政に関するホームページの充実【スポーツ課】				
概要	ホームページ「スポーツ元気アップ横須賀」を公開し、掲載内容を充実させます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	ホームページ「スポーツ元気アップ横須賀」	公開	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	広報よこすか掲載内容の充実【スポーツ課】				
概要	スポーツ関係の各種イベント、行事の開催記事を広報よこすかに掲載する他、手軽にできるニュースポーツなどの企画記事も積極的に掲載し、市民のスポーツに対する関心を高めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	広報よこすか（適宜掲載）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	マスコミへの情報提供の充実【スポーツ課】				
概要	スポーツ関係の各種イベント、行事の開催記事を積極的に報道機関に周知し、市民のスポーツに対する関心を高めます。 また、市外にも情報発信を行い、交流人口によるスポーツイベントなどの活性化を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	地元放送局	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	新聞、タウン誌など	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	スポーツ・レクリエーションマップの充実【スポーツ課】				
概要	スポーツ・レクリエーションマップ（市が保有するスポーツ・レクリエーション施設や運動公園などの場所、実施可能なスポーツの種目、遊具などを地図上に明示し、だれもが簡単に調べることができるマップ）のさらなる充実を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	スポーツ・レクリエーションマップ	検討・改訂	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

目標3 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します

東京オリンピック・パラリンピックの開催を平成32年（2020年）に控え、市民のスポーツへの関心がさらに高まることが期待されます。

より多くの市民がスポーツに興味を持ち、それぞれの実情に応じて取り組みやすい環境をつくることによって、スポーツ愛好者の裾野を拡大します。

また、トップレベルのスポーツ選手の活躍は、それを目指す多くのスポーツ愛好者の憧れであり、市民に夢と希望と活力を与えるものです。このようなトップレベルの選手やチームのプレイに直接触れることができる機会を充実させます。

これらが相互に影響し合うことによって、市全体のスポーツ振興につなげます。

施策（8）国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援

国際大会や全国大会で活躍する競技者を育成し、支援します。

[関連事業]

事業名	各種大会選手派遣支援の推進【スポーツ課】				
概要	本市から国際大会や全国大会に出場する選手に報奨金などを交付することにより、選手の負担軽減と代表選手としての意識の高揚を図ります。また、県内駅伝大会に本市代表選手団を派遣し、スポーツを通じて他都市との交流を深めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	国際大会および全国大会出場者への報奨金	交付	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	県内駅伝大会への選手派遣	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国民体育大会壮行会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

施策（9）ホームタウンチームなどとの連携強化

本市のホームタウンチームである横浜DeNAベイスターズ（野球）、横浜F・マリノス（サッカー）、東芝ブレイブサンダース神奈川（バスケットボール）などによる地域活動や教育現場での交流を通して、トップレベルのスポーツに触れ、卓越した技能の体験を通して夢や感動を与えます。

[関連事業]

事業名	よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業【スポーツ課】				
概要	本市のホームタウンチームである、横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノス、東芝ブレイブサンダース神奈川などのトップレベルのスポーツ選手・コーチ達と直接授業で共に体を動かし触れ合うことで、子どもに夢と感動を与え、スポーツへの関心を高めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	学校訪問授業	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スポーツイベントへの参画	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

<よこすかドリーム・スポーツプロジェクト>



横浜DeNAベイスターズ



横浜F・マリノス



東芝ブレイブサンダース神奈川

施策（10）各種スポーツ団体への協力と支援

各種スポーツ団体の競技力向上と、多くの市民を呼び込む活動をバランス良く展開することで、効率的なスポーツ振興を図ります。

[関連事業]

事業名	各種スポーツ団体支援の推進【スポーツ課】				
概要	各種スポーツ団体の育成、選手育成と競技力向上、スポーツ愛好者の裾野拡大のため、各種スポーツ団体を支援し、本市体育・スポーツの振興を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	各種スポーツ団体への支援（市体育協会・市レクリエーション協会・市スポーツ少年団・学区体育振興会 ^(注79) ）	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各種大会への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	選手強化事業への支援 （東京オリンピック・パラリンピックへ向けたジュニア選手の育成を含む）	検討・実施	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国民体育大会選手強化事業への支援	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	各種競技大会開催、支援の推進【スポーツ課】				
概要	市民に広く親しまれている競技大会を主催し、主管団体への支援を進めていくことで、地域のスポーツ振興および市民の健康体力増進、競技力向上を図ります。また、各種競技を通じて、青少年の心身の健全育成を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	横須賀市少年野球大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民駅伝競走大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	三浦半島県下駅伝競走大会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	各種スポーツ団体の自立化事業【スポーツ課】				
概要	現在、各種スポーツ団体の事務局がスポーツ課内に置かれており、本市スポーツ振興のための側面的支援を行っていますが、生涯スポーツ社会の実現のためには、団体が自立して活動を行うことが重要です。そこで、各種スポーツ団体の在り方を検討し、自立化のために必要な支援を行います。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	各種スポーツ団体の運営の在り方	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



市民駅伝競走大会



学区対抗児童ソフトボール大会

施策（11）スポーツ指導者の育成と確保

スポーツを直接指導するだけでなく、広く市民にスポーツの素晴らしさを伝えたり、スポーツを通じて多くの人々が交流を図るためのコーディネーター役を担ったりするなど、スポーツの普及振興の大切な役割を担っているスポーツ指導者の育成と確保を図ります。また、市民にとって最も身近な存在である市スポーツ推進委員^(注76)に対して、地域住民のニーズにより一層応えられるよう資質の向上を図ります。

[関連事業]

事業名	スポーツ指導者育成交流事業の推進【スポーツ課】				
概要	スポーツ推進審議会の中に指導者育成連携強化委員会を設け、スポーツ指導者の育成研修会と交流会を実施します。実施に当たっては、スポーツを気軽に楽しみたい人や健康増進を目的として、運動・スポーツを行いたい人に対応できる指導者を育成、連携強化を図ります。また、地域の実態や住民のニーズに対応した指導者の資質を高めます。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	指導者育成連携強化委員会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	育成研修会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	交流会	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化【スポーツ課】				
概要	地域のために、スポーツを通して健康体力づくりを目指している横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化を図ります。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市民スポーツ教室への講師派遣	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民スポーツ教室運営に関する打ち合わせ会（再掲）	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スポーツイベントへの役員派遣	依頼	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	市スポーツ推進委員 ^(注76) 育成事業【スポーツ課】				
概要	市スポーツ推進委員に対する普通救命講習会、各種スポーツ研修会などの実施体制を含めた育成方法を検討します。また、近年、欠員が生じている状況を踏まえ、人数や推薦方法、職務などについても検討します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	市スポーツ推進委員の在り方	検討・実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

事業名	神奈川県スポーツリーダーバンク利用促進事業【スポーツ課】				
概要	指導者の育成と確保により小学校や中学校の体育・スポーツ指導、スポーツ教室への講師派遣など広範囲のスポーツ指導のニーズに応えられるように、神奈川県スポーツリーダーバンクへの登録、利用を促進します。				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	登録利用促進	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市独自制度の導入	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



スポーツ推進委員研修会

目標指標（スポーツ編）

スポーツ編の各目標の達成状況を測り、施策・事業を展開する上で参考とする指標について、掲載しています。

指標名	体力・運動能力調査の結果	関連目標	目標1:子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります
		関連施策	施策(1)生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進
概要	新体力テスト ^(注77) 合計点の平均値(小学校5年生、中学校2年生)から、子どもの体力状況を測ります。		
基準値	【小5】 男 52.79 点 女 55.06 点 【中2】 男 38.76 点 女 45.54 点 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	【小5】 男 55.9 点 女 56.4 点 【中2】 男 44.6 点 女 51.4 点 *22~24 年度の国の最高値を切り上げ

指標名	市民スポーツ教室の参加人数	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(4)市民の健康・体力づくりの推進
概要	市民スポーツ教室の参加人数から、市民の健康・体力づくりの状況を測ります。		
基準値	3,415 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	3,500 人 *22~24 年度の最高値を切り上げ

指標名	成人の週1回以上のスポーツ実施率	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(4)市民の健康・体力づくりの推進
概要	成人の週1回以上のスポーツ実施率から、市民のだれもが生涯にわたりスポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現状況を測ります。		
基準値	50.7% (24 年度)	目標値 (29 年度末)	61% *国の32年度の目標値(65%)を参考に算出

指標名	学校施設開放の利用人数 (体育館など)	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進
概要	学校の体育館などの開放施設の利用人数から、地域におけるスポーツ活動の状況を測ります。		
基準値	1,416,702 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	1,447,000 人 *22~24 年度の最高値を切り上げ

指標名	体育会館施設などの利用人数	関連目標	目標2:だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます
		関連施策	施策(6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進
概要	体育会館の利用人数から、生涯スポーツの活動状況を測ります。		
基準値	761,813 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	762,000 人 *22~24 年度の最高値を切り上げ

指標名	国民体育大会の出場人数	関連目標	目標3:競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します
		関連施策	施策(8)国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援
概要	本市在住、在勤、在学の方のうち国民体育大会に出場した人数から、各種スポーツ団体の競技力の状況を測ります。		
基準値	40 人 (24 年度)	目標値 (29 年度末)	62 人 *22~24 年度の最高値

参考 横須賀市スポーツ振興基本計画としての位置付けについて**【計画の位置付け】**

教育振興基本計画（スポーツ編）は、文部科学省が平成 24 年 3 月に告示した『スポーツ基本計画』、神奈川県が平成 16 年 12 月に策定した『神奈川県スポーツ振興指針』（平成 23 年 12 月に改定）の趣旨を踏まえ、そして、『横須賀市スポーツ振興基本計画』として位置付けることによって、本市のスポーツ活動の現状を考慮しつつ、今後のスポーツ行政の方向を示すものとします。

そして、この計画の基本理念として市民のニーズや期待に応え、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。

【策定の趣旨】

近年、私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や急激な情報技術発展の下に進展する社会の中で、著しい変化をしています。年間就労時間の短縮や、学校週 5 日制の実施などにより自由時間が増加し、余暇の過ごし方なども多種多様になり、生活形態や行動様式も変化しています。

社会の複雑化、利便化の中で人間関係が希薄になったり、ストレスが増加したり、日常生活の中で体を動かす機会が減少し体力の低下が進むなど、心身両面にわたる健康上の問題が深刻化しています。

平成 24 年度に実施した横須賀市教育アンケート調査の結果によると、現在スポーツや運動を行っている理由について「健康・体力づくりのため」が最も多く、次いで「ストレス解消のため」「楽しいから」でした。また、小・中学校の子どもが高学年になるにつれて授業始業前や休み時間、放課後、土日に体を動かすスポーツをする割合が減少していること、高校生の体力に対する自信が低下していることが判明しました。

また、平均寿命の伸長と出生率の長期的な低下という少子高齢化が進む中で、全国の高齢化率は平成 17 年には 20% を超え、平成 37 年には 30% を超えると言われており、高齢者の健康寿命の延伸、生きがいづくりが社会全体の活力維持のためにも重要になってきています。

この複雑化する社会の中で、市民が抱えるさまざまな課題を解決するための方法の一つとしてスポーツが挙げられるのではないのでしょうか。

ここでいうスポーツは、かつて語られていたように、競技力向上に限って考える競技スポーツや学校体育の授業・クラブ活動だけではなく、子どもから高齢者まで、障害者、初心者から上級者までというようないろいろな人々、みんながスポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりすることや、健康増進のために行われるレクリエーション活動を含めた生涯スポーツを言います。市民一人一人に、何らかの形でスポーツに関わる機会を継続的に提供することは、生涯にわたって、健康で元気に生き生きと生活を営んでいくための次世代育成支援にもつながるものと考えます。

本市では、市民一人一人が生き生きとした生活を営むために必要なさまざまなスポーツに関するニーズに対して、継続的に対応できる環境づくりの推進を通して『横須賀市スポーツ振興基本計画』を策定します。

【スポーツ振興の意義】

21世紀を迎えスピード化、合理化した現代社会の中で、ストレスの増加や人と人とのコミュニケーション不足が大きな問題となっています。

現代社会の中では「体を動かすことで得られる爽快感や達成感」「他者との対話、直接的なコミュニケーション」「連帯感」など、人が本来持っている根源的な欲求を満たす機会、意識が薄れがちになっています。スポーツは、このような根源的欲求を満たしてくれる重要な手段です。

また、スポーツは語源として“生活から離れる”の意味があり、転化して気分転換するという意味を持ちます。この“気分転換”を辞書で調べると「ふさいだ気分を換え晴らすこと」とあります。すなわち、次の活動に向けて心のリフレッシュさせる働きをも意味に含んでいます。

さらに、スポーツは、同一ルールの下で行う年齢、言葉、性別、障害の有無を超えた万民共通の言語として世代間、国際間そして地域全体のコミュニケーション手段として重要な役目を果たしています。

青少年期においては、スポーツを通して、自己責任能力や克己心、フェアプレイ精神の育成、指導者や仲間との交流などを通して互いを認め合う心や人に対する思いやり、コミュニケーション能力の向上が図られます。その他、青少年期特有のさまざまな理由による精神的ストレスの解消手段として重要な役目を果たしています。

スポーツは、自ら行う人の他に、観客として応援し、運営などをボランティアとして支援する人の自己開発や自己実現を図る手段としても重要な役目を果たしています。

本市では、スポーツを心身両面に影響を与える一つの文化として捉えます。そして、昨今の健康生活志向の中で、爽快感や達成感による精神面と、生活習慣病などの予防という身体面からもより良い効果があることを改めて認識します。さらに、活気あふれる社会の発展や心身の健全な発達に欠くことのできないものとも考え、市民一人一人のライフスタイルの中に浸透していくよう配慮します。これらの考え方を基本とし、スポーツの意義を次のように考えています。

- 1 子どもに自己責任や克己心、フェアプレイの精神を培います。
- 2 子どもの健康・体力を向上させるとともに、精神的ストレス解消、多様な価値観を認め合うことができるようになります。
- 3 爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらしてくれます。
- 4 スポーツを見て楽しむことやスポーツを支援するなど多様な関わりにより、自己実現を図ることが可能になります。

【本市におけるスポーツ活動発展の経緯】

本市のスポーツ活動の発展を説明するには、軍の存在を避けて語ることはできません。本市におけるスポーツの発展は、軍人や海軍工廠で働く人々の間で行われてきた大会が大きく影響しています。軍人や警察官の大会を通し、市民に次第に浸透していったという歴史があります。戦争中は官制であった体育協会は、戦後に有志の力で再建されましたが、占領時代は基地との関わりは断つことができませんでした。現在も続いている三浦半島県下駅伝競走大会が、当時の米軍横須賀基地司令官デッカー氏の理解と協力により開催できたことは、現在まで語り継がれています。国民的統制や戦意高揚に基づくスポーツ活動が中心であった戦前に比べ、戦後復興期は、既存のスポーツ団体

の活動再開や新しいスポーツ団体やレクリエーション団体の結成、また、学校現場でも指導法の工夫や講習会の実施、現在まで続く大会などが盛んに行われるようになり、現在のスポーツ振興の礎となっています。

また、戦後間もないころ、横須賀基督教社会館の米国人牧師から地元の青年たちにスクエアダンス（フォークダンス）のレコードが提供され、これが本市内ばかりではなく、県内、全国へのレクリエーション活動の振興につながっていきました。

現在、本市では、教育委員会事務局学校教育部スポーツ課が行政的な立場で、生涯スポーツや競技スポーツおよび学校体育についてのスポーツ振興を図っています。生涯スポーツや競技スポーツにおいては、39 競技団体が加盟する横須賀市体育協会や各学区体育振興会^(注79)はもとより、横須賀市スポーツ推進委員^(注76)協議会、横須賀市スポーツ少年団、横須賀市スポーツ指導者協議会、横須賀市レクリエーション協会などと連携を図っています。

一方、学校体育においては、横三地区高等学校体育連盟や中学校体育連盟・中学校保健体育研究会・小学校体育研究会と連携しています。さらに、市内小中学校の協力を得て学校開放運営委員会を設置し実施している学校体育施設の開放は、各地域におけるスポーツ振興に重要な役割を担っています。



秋季レクリエーションスポーツフェスタ
(フォークダンス)



学区対抗成人バレーボール大会

5 進 行 管 理



横須賀総合高等学校

第66回児童生徒造形作品展から

5 進行管理

実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況、重点課題への対応状況などについて、各編に掲げた目標指標や各事業の行動計画を基に、「教育委員会の点検・評価」の中で進行管理を行います。

点検・評価の結果については、毎年、市議会や関係審議会へ報告するとともに、市民に公表し、ご意見を伺います。いただいたご意見については、計画の進行や見直しなどに生かしていきます。

【教育委員会の点検・評価】

教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らがチェックする必要性が高いこと、また地域住民に対する説明責任を果たすことが求められていることなどから、教育委員会の行政の執行状況について点検・評価を実施することが定められています。

なお、点検・評価の実施に当たっては、客観性を確保するため、学識経験者の知見を活用しています。

[進行管理に当たっての教育委員会の役割]

横須賀市教育委員会では、「横須賀市教育振興基本計画」を実効あるものとするために、学校教育・社会教育・スポーツの各編で設定した目標の実現に向けて、着実に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域が連携して、「目指す子どもの教育の姿」に向かって進めるように、責任を持って、情報発信や仕組みづくり、支援を行っていきます。

【学校教育編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
1	子どもの学びを豊かにします			
	(1) 教育活動の充実			
		学力向上事業	教育指導課 教育研究所 教育政策担当	14
		キャリア教育推進事業	教育指導課	15
		防災教育推進事業	教育指導課	15
		子ども読書活動推進事業	教育指導課	16
		学校人権教育推進事業	教育指導課	16
		道徳教育推進事業	教育指導課	16
		食教育の推進	学校保健課	17
		安全、安心な学校給食の提供と充実	学校保健課	17
		(仮称) 横須賀給食弁当の実施	学校保健課	17
		喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進	学校保健課	17
		教育課程研究会の実施	教育指導課	18
		幼児教育充実事業	教育指導課	18
		横須賀総合高等学校教育改革事業	教育政策担当	18
		教育施策調査研究事業	教育政策担当	19
		芸術鑑賞会の開催	教育指導課	19
		子どものための音楽会の開催	教育指導課	19
		児童生徒研究推進事業	教育研究所	19
		児童生徒指導行事事業	教育指導課 支援教育課	20
		文化部各種大会派遣事業	教育指導課	20
		中学校文化部指導者派遣事業	教育指導課	21
		高等学校文化部育成事業	教育指導課	21
		吹奏楽部活動奨励事業	教育指導課	21
	再	高等学校国際交流支援事業	教育指導課	27
	再	学校教育との連携の強化	生涯学習課	69
	再	子ども読書活動推進事業	中央図書館 児童図書館	74
	再	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	76
	再	子ども向け博物館教育普及活動の推進	博物館運営課	76
	再	美術館教育普及活動の推進	美術館運営課	78
	再	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
	再	学校体育授業サポート事業	スポーツ課	87
	再	新体力テスト測定員養成事業	スポーツ課	87
	再	運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
	再	全国大会出場などへの支援事業	スポーツ課	88

(2) 支援教育の充実			
	支援教育推進事業	支援教育課	24
	いじめ等課題解決支援事業	支援教育課	24
	いじめ・不登校対策事業（※詳細を①～④に掲載）	支援教育課	24
	①相談員等派遣事業	支援教育課	24
	②相談教室運営事業	支援教育課	25
	③いじめ対策事業	支援教育課	25
	④教育相談充実事業	支援教育課	25
	日本語指導推進事業	支援教育課	26
(3) 国際教育の推進と英語教育の充実			
	国際コミュニケーション能力育成事業	教育指導課	27
	高等学校国際交流支援事業	教育指導課	27
(4) 情報教育の推進			
	教員の情報活用能力の育成	教育研究所 教育指導課	28
(5) 校種間連携の推進			
	小中一貫教育推進事業	教育政策担当 教育指導課	29
	就学前教育と小学校教育の連携推進事業	教育指導課	30
	就学前児童学校給食交流体験事業	学校保健課	30
2 学校の組織力や教職員の力を高めます			
(6) 学校運営改善の充実			
	学校評価推進事業	教育政策担当 教育指導課	32
	学校支援員派遣事業	支援教育課	32
(7) 教職員の研究・研修の充実			
	人材育成を促進する教職員研修体系の構築	教育研究所 他	33
	基本研修や専門研修の実施	教育研究所 他	33
	経験の浅い教員を対象にした研修の充実	教育研究所	33
	理科センターの充実	教育研究所	34
	教員のICT活用研修の充実	教育研究所	34
	選択研修の推進	教育研究所	34
	「よこすか教師塾」の実施	教育研究所	34
	カリキュラムセンター機能の充実	教育研究所	35
	研究会による教育課題研究の充実	教育研究所	35
(8) 学校における校内研究・研修への支援の充実			
	学校委託研究への指導・助言の充実	教育指導課	36
	研究委託事業	教育指導課	36
	人材育成推進支援	教育研究所	36

(9) 教員が子どもと向き合う環境づくりの推進			
	校務支援システムの活用推進	教育研究所	37
	子どもと向き合う環境づくりの推進	教育政策担当	37
	学校法律相談事業	支援教育課	37
再	中学校文化部指導者派遣事業	教育指導課	21
再	高等学校文化部育成事業	教育指導課	21
再	運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
3 学校・家庭・地域の連携を深めます			
(10) 開かれた学校づくりの充実			
	「学校へ行こう週間」の実施	教育指導課	38
	「輝け！よこすかの子どもたち（市民向け広報紙）」の発行	教育政策担当	38
再	学校評価推進事業	教育政策担当 教育指導課	32
(11) 家庭との連携による生活・学習習慣の確立			
	家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立	教育指導課 支援教育課 学校保健課 教育政策担当	39
再	学力向上事業	教育指導課 教育研究所 教育政策担当	14
再	食教育の推進	学校保健課	17
再	家庭教育講演会の開催	生涯学習課	66
再	家庭教育学級の開催	生涯学習課 他	67
再	児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
(12) 地域教育力の活用の充実			
	学校いきいき事業	教育指導課	40
(13) 放課後等児童対策の推進			
	放課後等児童対策の推進	教育政策担当	40
4 教育環境を整備し、充実させます			
(14) 学校の適正規模・適正配置の推進			
	学校規模・配置適正化事業	教育政策担当	41
(15) 就学支援などの充実			
	就学奨励扶助事業	支援教育課 学校保健課	42
	奨学金支給事業	支援教育課	42
(16) 学校の安全・安心の推進			
	学校の施設整備・維持管理	学校管理課	43
	学校事故等緊急時の体制づくり	学校保健課	43
	市立学校用防災備蓄品整備事業	総務課	43
(17) 学校施設・設備の充実			
	学校トイレ改修事業	学校管理課	44
(18) 学校緑化の推進			
	校庭の芝生化事業	学校管理課	44

【社会教育編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります				
(1) 多様な学習の機会の提供				
		市民大学事業	生涯学習課	53
		生涯学習の啓発事業	生涯学習課	53
		学習機会の提供	生涯学習課 他	54
		高齢者や青少年など各世代に対応した事業の提供	生涯学習課 他	54
		学習サークル支援事業	生涯学習課 他	55
	再	レファレンスと情報提供の充実	中央図書館	74
	再	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供	博物館運営課	76
	再	美術館展覧会の充実	美術館運営課	78
	再	美術館教育普及活動の推進	美術館運営課	78
(2) 「人権教育・啓発」の推進				
		人権教育啓発事業	生涯学習課	56
		人権学習推進事業	生涯学習課	56
(3) 学習の場の提供				
		学校施設等の開放事業	生涯学習課	57
		生涯学習センター運営管理事業	生涯学習課	58
		コミュニティセンターの運営管理	生涯学習課 他	58
		生涯学習センターなどの専門性向上	生涯学習課 他	59
		社会教育施設などの相互連携	中央図書館 博物館運営課 美術館運営課 生涯学習課 他	59
	再	地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上	博物館運営課	77
(4) 学習情報・学習相談の充実				
		学習情報収集・提供事業	生涯学習課	60
		広報活動の充実	生涯学習課	60
		生涯学習に係る学習相談事業	生涯学習課	61
		「横須賀市生涯学習ホームページ」の充実	生涯学習課	61
	再	博物館の広報活動の充実	博物館運営課	77
2 学びの成果が生かせる社会を目指します				
(5) 学びの成果を地域に生かす活動の支援				
		登録講師の学習成果の地域還元事業	生涯学習課	62
		講座企画運営ボランティア事業	生涯学習課	63
		学習成果地域活用の普及啓発事業	生涯学習課	63
	再	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	76
(6) 学びの成果を評価する仕組みづくりの検討				
		学習成果の地域還元を評価する仕組みづくりの検討	生涯学習課	64

3 家庭や地域における教育力の向上を図ります			
(7) 「学社連携・融合」事業の推進			
	学校支援ボランティア・コーディネーター導入の検討	生涯学習課	65
(8) 学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上			
	家庭教育講演会の開催	生涯学習課	66
	P T A活動振興事業	生涯学習課	66
	横須賀市P T A協議会との事業連携の見直し	生涯学習課	66
	家庭教育学級の開催	生涯学習課 他	67
	市民大学における家庭教育支援講座の開催	生涯学習課	67
再	食教育の推進	学校保健課	17
再	家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立	教育指導課 支援教育課 学校保健課 教育政策担当	39
4 文化遺産の保存と活用を推進します			
(9) 横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承			
	重要文化財の保存管理と公開活用	生涯学習課	68
	埋蔵文化財の保護と調査	生涯学習課	69
	市民団体との協働による文化遺産の活用	生涯学習課	69
	学校教育との連携の強化	生涯学習課	69
	よこすかの文化財などの展示事業	生涯学習課	70
再	自然誌資料歴史資料の保存と活用	博物館運営課	77
(10) 近代化遺産の調査と保護・活用の推進			
	近代化遺産の調査と保存・活用	生涯学習課	71
	旧横須賀製鉄所・東京湾要塞跡に関する資料の収集と保存・公開	生涯学習課	71
再	近代歴史資料の調査と保存・活用	博物館運営課	75
(11) 伝統文化の保存と継承の推進			
	民俗芸能・伝統文化の保護と継承	生涯学習課	72
	民俗芸能大会、民俗芸能地域公開事業の開催	生涯学習課	72
5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます			
(12) 図書館活動の充実			
	図書館資料の収集、整理、保存	中央図書館	73
	図書館情報サービス事業	中央図書館	73
	レファレンスと情報提供の充実	中央図書館	74
	子ども読書活動推進事業	中央図書館 児童図書館	74

(13) 博物館活動の充実			
	展示の充実および付属施設の運営と調査研究事業の推進	博物館運営課	75
	近代歴史資料の調査と保存・活用	博物館運営課	75
	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供	博物館運営課	76
	博物館による学習機会の支援事業	博物館運営課	76
	子ども向け博物館教育普及活動の推進	博物館運営課	76
	自然誌資料歴史資料の保存と活用	博物館運営課	77
	地域研究を基盤とした博物館の専門性の向上	博物館運営課	77
	博物館の広報活動の充実	博物館運営課	77
(14) 美術館活動の充実			
	美術館展覧会の充実	美術館運営課	78
	美術館教育普及活動の推進	美術館運営課	78
	美術品の収集、保存、活用	美術館運営課	79
	「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進	美術館運営課	79
	美術館維持整備事業	美術館運営課	79
	美術館10周年記念事業	美術館運営課	79

【スポーツ編】

目標	施策	事業	担当課	ページ
1 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります				
(1) 生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進				
		児童生徒健康・体力向上推進事業	スポーツ課	86
再		食教育の推進	学校保健課	17
再		家庭との連携による生活習慣、学習習慣の確立	教育指導課 支援教育課 学校保健課 教育政策担当	39
(2) 体育・健康教育の充実				
		学校体育授業サポート事業	スポーツ課	87
		新体力テスト測定員養成事業	スポーツ課	87
再		食教育の推進	学校保健課	17
再		喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の推進	学校保健課	17
(3) 運動部活動の活性化				
		運動部活動指導者派遣推進事業	スポーツ課	88
		全国大会出場などへの支援事業	スポーツ課	88
2 だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます				
(4) 市民の健康・体力づくりの推進				
		市民スポーツ教室事業	スポーツ課	90
		学区体育振興会育成事業	スポーツ課	90
(5) 市民が主体となる活動の支援				
		総合型地域スポーツクラブ育成事業	スポーツ課	91
(6) スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進				
		学校体育施設開放奨励事業	スポーツ課	92
		体育会館運営方法の検討	スポーツ課	92
(7) スポーツ情報提供の充実				
		横須賀市スポーツ行政に関するホームページの充実	スポーツ課	93
		広報よこすか掲載内容の充実	スポーツ課	93
		マスコミへの情報提供の充実	スポーツ課	93
		スポーツ・レクリエーションマップの充実	スポーツ課	93
3 競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します				
(8) 国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援				
		各種大会選手派遣支援の推進	スポーツ課	94
(9) ホームタウンチームなどとの連携強化				
		よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業	スポーツ課	95
(10) 各種スポーツ団体への協力と支援				
		各種スポーツ団体支援の推進	スポーツ課	96
		各種競技大会開催、支援の推進	スポーツ課	96
		各種スポーツ団体の自立化事業	スポーツ課	97
(11) スポーツ指導者の育成と確保				
		スポーツ指導者育成交流事業の推進	スポーツ課	98
		横須賀市スポーツ指導者協議会などとの連携強化	スポーツ課	98
		市スポーツ推進委員育成事業	スポーツ課	99
		神奈川県スポーツリーダーバンク利用促進事業	スポーツ課	99

各施策における関連事業の表の見方

各施策における関連事業（14 ページから）の表の見方については、以下をご参照ください。

【関連事業】

事業名	〇〇事業 ^① 【▲▲課 ^② 】				
概要	③				
行動計画	項目	26年度	27年度	28年度	29年度
	■●講座 ^④	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒ ^⑤	⇒⇒⇒
	◎◎改修	検討	実施 ^⑥	⇒⇒⇒	— ^⑦

- ① 事業名を記載しています。「〇〇事業」という表記の他に「〇〇の推進」や「〇〇の充実」などの表記をしている場合もあります。
- ② 事業を担当する課などの名称です。
- ③ 事業の概要について記載しています。
- ④ 具体的な行動を記載しています。基本的に、項目では「■●講座」や「◎◎改修」のような形で区切り、年度の欄に「開催」や「実施」などを入れています。
- ⑤ 「⇒⇒⇒」は、「前年度と同様」を意味します。
- ⑥ 行動計画に「実施」「開催」などと記載しているものについても、予算の担保がされているわけではありません。市の予算は、毎年度、市議会で審議され、承認を経て初めて決定されるものです。そのため、26～29年度の行動計画については、現時点では、「教育委員会で実施したいと考えている」ということを表しています。
- ⑦ 「—」については、その年度には行動計画がないものです。

6 關 係 資 料

6 関係資料

(1) 注の解説

No	用語	掲載頁	解説
注1	規範意識	5, 8, 10 頁	ある物事に対しての是非や善悪を判断、評価したり、行動したりするときによりどころとなる価値の基準(法律、ルール、道徳、集団の慣習など)が規範であり、それに対する価値意識やそれに従おうとする態度
注2	学社連携・融合	5, 65 頁	学校教育と社会教育の連携・融合のこと。学社連携は一方が計画・提案し、提案された側が協力・支援する。これに対し、学社融合は双方が一体となって計画、実施する。
注3	不登校	5, 6, 8, 9, 11, 24, 25, 45 頁	何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因や背景によって登校しない、または、登校できない状況が年間 30 日を超えた場合を不登校として扱っている。
注4	社会教育施設	6, 47, 48, 52, 55, 57, 59 頁	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。生涯学習センター・公民館・図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などがある。
注5	総合型地域スポーツクラブ	6, 89, 91 頁	①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③技能の高低や障害の有無などに関わらずそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
注6	小中一貫教育	6, 10, 29 頁	小学校と中学校との間で、児童生徒の実態や指導の在り方などについての相互理解のもと、学習指導要領に基づき義務教育9年間を見通した系統的・連続的な学習指導や児童生徒指導が展開できるようにする教育
注7	支援教育	6, 8, 11, 13, 22, 23, 24, 25, 45 頁	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ることにより、個々の子どもの「生きる力」を育む教育のこと
注8	全国学力・学習状況調査	7, 45, 46 頁	全国の児童(小6)生徒(中3)の学力・学習状況を把握するための調査。調査結果を国の教育施策の策定や学校における指導の充実等に役立てることがねらい
注9	スクールカウンセラー	8, 11, 25 頁	教育機関において心理相談業務に従事する心理職の専門家

注 10	ふれあい相談員・ 登校支援相談員	8, 11, 24 頁	いじめや不登校といった問題を未然に防ぐことや、早期発見、早期対応を行うために、校長や教職員と連携して相談や助言を行う者。横須賀市では、小学校（ふれあい相談員）、中学校（登校支援相談員）に配置している。
注 11	教育課程	9, 18 頁	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画
注 12	校種	9, 10, 12, 29, 31, 40 頁	学校の種類のこと。市立学校には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（養護学校・ろう学校）の5種類がある。
注 13	学校評議員	9, 32, 40 頁	学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有し、校長の推薦により教育委員会が委嘱した者。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
注 14	自己評価	9, 32 頁	各学校の教職員が行う評価
注 15	学校関係者評価	9, 32 頁	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
注 16	小学校外国語活動	9, 11 頁	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う小学校での活動。平成20年改訂の学習指導要領で実施が位置付けられた。
注 17	キャリア教育	9, 13, 15 頁	児童生徒がこれからの人生を歩む上で、職業を選択し、働くことの意義を考え、価値観を形成できるよう指導する教育のことで、単なる職業体験とは異なる。
注 18	食教育	9, 17, 39, 67, 86, 87 頁	学校教育における食育。食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの
注 19	ゲストティーチャー	10 頁	特技などを生かして講師をしてもらうために、授業などに招かれる人
注 20	小1プロブレム	10 頁	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞けないなどの状況が、数カ月間継続する状態
注 21	中1ギャップ	10 頁	中学校1年生が、生活の変化になじめずに、不登校となったり、いじめが急増したりするという現象

注 22	情報モラル	11, 28 頁	情報を扱う上で、必要な考え方や態度
注 23	I C T	11, 28, 34 頁	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータで情報の生成・加工・保存などを行ったり、離れたコンピュータ同士で情報のやりとりをしたりするための技術
注 24	A L T	11, 27 頁	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための指導助手
注 25	F L T	11, 27 頁	Foreign Language Teacher (外国人英語教員) の略。A L T と異なる点は、指導助手ではなく英語教員として、英語指導の資格を有し、単独による授業や評価を行うことができる。本市、独自の名称
注 26	国際コミュニケーション能力	11, 13, 27 頁	語学(英語)への関心や習得を通して、さまざまな場面において積極的に英語でコミュニケーションをとり、価値観・文化の違う人との関わりの重要性を認識し、幅広い視野で物事を捉えることができる能力
注 27	介助員	11, 24 頁	学校で教育活動に支障を来す事態が生じたときに、教育活動の一層の充実を図るために配置する非常勤職員および臨時職員。主な役割として、児童生徒の身辺処理の介助、校内・校外活動の介助、危険防止のための安全確保などの業務を、校長の指示に従い、行う。
注 28	日本語指導員	11, 26 頁	帰国・外国籍など、外国につながる子どもに、日本語の初歩的な読み書きや話し方の指導や生活適応や家庭との連絡指導などを行う非常勤職員
注 29	支援教育コーディネーター	11 頁	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営・推進の役目を担う教員
注 30	特別支援学級	11 頁	学校教育法第 81 条に基づいた、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、教育上特別の支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者が対象となる。

注 31	インクルーシブ教育システム	11 頁	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
注 32	スクールソーシャルワーカー	11, 25 頁	不登校や親からの虐待などの問題を抱える子どもに対し、家庭や福祉機関に働きかけて解決に努める社会福祉などの資格を持った非常勤職員
注 33	学習指導要領	12, 33 頁	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校で指導する教科などの目標、内容などの中核的事項をまとめたもの
注 34	指導主事	14, 36 頁	教育委員会事務局に置かれる専門職員。教職員に対して専門的な助言と指導を与えることを任務とする。
注 35	学力向上放課後教室・サポートティーチャー	14 頁	個別の学習指導や少人数での補習などを行う教員免許を有する非常勤職員
注 36	横須賀市学習状況調査	14, 46 頁	市立小中学校の児童（小5）生徒（中2）の学習状況を把握するための調査。調査結果を市としての必要な施策の策定、各学校における指導の工夫改善などに生かしている。
注 37	研究会	14, 35 頁	教育委員会が委託した研究課題について、横須賀の教育の実態把握や、学校教育に役立つ研究、資料の収集や作成、教材開発などを行う組織。市内小・中学校の教員と指導主事で構成されている。
注 38	教師力アップ	14 頁	本計画における教師力アップとは、授業力や児童生徒指導力といった教師個人の専門的な力量を高めるだけでなく、教師が組織の一員としての意識を高め、学校が協働性、同僚性を高めることをイメージしている。
注 39	NPO	16, 24, 47, 48 頁	政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体
注 40	スクールランチ	17 頁	市立中学校で行っているパン・弁当の注文販売。複数種類あるメニューの中から、当日の朝、生徒が選択して注文する。
注 41	教育課程研究会	18 頁	学習指導要領で示された教科などの内容や指導方法について、全ての教員が参加して実践的に研究する本市教育委員会主催の研究会。主に、6月は授業提案、8月は文書提案を行っている。

注 42	小中学校スーパーバイザー	24 頁	支援教育課所属の心理職。主な業務は、小学校ふれあい相談員・中学校登校支援相談員のコンサルテーション、相談員合同研修会の企画・運営のほか、相談支援チームの「巡回相談」に参加し、心理的な視点から、子どもの見立てや支援のアドバイスを行う。また、学校で重篤な事件事故が起きた際の緊急対応として、被害の拡大防止を目的に、心のケアや家庭に関する支援を行う。
注 43	フリースクール	24 頁	民間の団体が運営する学校教育制度の外にある教育機関。不登校の子どもたちが多く通っている。子どもの自由・自主性・個人差などに配慮し、各機関独自の活動を行う。
注 44	相談教室	25 頁	学校の敷地内や敷地外に設置している不登校の児童生徒が通室する機関。学校・学級復帰を目標に、個別学習と小集団活動を組み合わせたプログラムを実施している。
注 45	国際教育 コーディネーター	26 頁	小中学校に通う帰国・外国籍児童生徒などの教育的ニーズを診断し、必要な支援のコーディネートや学校の支援体制に対して助言を行う非常勤職員
注 46	横須賀イングリッシュワールド	27 頁	市立小学校の児童が、学校外においてネイティブスピーカー（市内のALTおよびFLT）と様々な活動を通して、コミュニケーション能力の素地を養う英語イベント（市立小学校5・6年生対象）
注 47	情報活用能力	28 頁	情報を収集・整理して、相手に分かりやすく伝える力
注 48	スタートカリキュラム	30 頁	小学校第1学年入学当初において、子どもが時間的、空間的なゆとりの中で、人間関係を豊かに広げながら小学校生活に適應していけるように、就学前教育との接続の観点から、複数の教科を組み合わせる総合的に学習ができるような合科的な指導を行うなどの視点を持って編成するカリキュラム
注 49	アプローチ カリキュラム	30 頁	卒園を間近に控えた年長時の後半に、小学校に入学してからの教科などの学習や集団での生活に子どもが適應できるよう、関わり合い、助け合い、伝え合いなど、仲間と交流する協同的な活動場面を積極的に位置付けることを視点として編成するカリキュラム
注 50	理科センター	34 頁	理科教育に関する指導力の充実に図り、施設設備の共同利用により、科学教育の振興に資することを目的とする場。本市においては、教員の研修、授業実践に関わる教材・資料の作成配布、施設設備の共同利用、その他理科教育の振興に関することを行っている。

注 51	情報セキュリティ	34 頁	コンピュータや紙文書などに記録された情報が外部に漏えいしたり、破壊・改ざんされたりすることのない安全な状態にしておくこと
注 52	カリキュラムセンター	35 頁	学校の教育目標を達成するために、編成した計画に基づいた教育実践を収集・発信する場
注 53	研究会	35, 36 頁	教職員による任意の研究組織。授業づくりや教材研究などについての研究に取り組み、研究発表会や研究紀要の作成により、その成果を還元している。
注 54	校務支援システム	37 頁	児童生徒の学籍管理、出欠席の記録、成績処理などの学校業務を効率化させるためのコンピュータシステム
注 55	校務在宅接続システム	37 頁	教員が自宅のパソコンから教育委員会のコンピュータに接続し、学級通信や教材などを作成することができる仕組み
注 56	担当弁護士	37 頁	横須賀市教育委員会が、法律相談業務を実施するため委託契約を結んだ弁護士
注 57	横須賀子どもスタンダード	39 頁	小学校における児童指導の柱。学校生活全般においてどのような子どもを育てていくのか等、目指す子ども像を具体的に示したもの
注 58	学校教育支援ボランティア	40 頁	学校が行う教育活動に協力・支援するボランティア。具体的には、地域や関係機関、学生の方々など
注 59	適正規模	41 頁	学校における学級数によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られると考えられる規模。「横須賀市立小・中学校の適正規模および適正配置に関する基本方針」では、12～24 学級を適正規模として位置付けている。
注 60	横須賀市施設配置適正化計画	41 頁	本市が所有する公共施設（建物に限る。小規模なものおよび上下水道事業の用に供するものを除く。）の適正な配置を実施するための計画。平成 26 年度に策定予定
注 61	応急手当普及員	43 頁	消防機関による応急処置技能の普及を支援し、救命講習を教授する人、またはその資格
注 62	アナフィラキシー	43 頁	皮膚、呼吸器、消化器、循環器、神経など、複数の臓器にあらわれる全身性かつ重度なアレルギー反応。原因となる物質の摂取、皮膚への接触などにより引き起こされる。
注 63	コミュニティセンター	47, 49, 52, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 67, 73 頁	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的に開催している。

注 64	知の循環型社会	48, 63 頁	平成 20 年 2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会
注 65	重要文化財 (重要無形文化財)	48, 50, 68, 72 頁	建造物・美術工芸品などの有形文化財のうち、文化史的・学術的に重要なものを国および地方公共団体が法・条例で指定した文化財。ただし、教育振興基本計画では便宜上、有形文化財に限らず、無形文化財・文化財・史跡名勝天然記念物も含めて広く重要文化財として表現している。
注 66	民俗芸能	49, 69, 72 頁	一つの地域社会の中で、そこに住む人々が住民自らの手で伝承してきた演劇、舞踊、音楽など。人々の生活に関わってきたため、その地域の特性・個性が反映されやすい。
注 67	埋蔵文化財	49, 69 頁	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡や遺物）
注 68	サテライト	49, 73, 81 頁	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉としてよく使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設の意味で使用している。
注 69	電子書籍	50, 74 頁	従来の紙とインクを利用した印刷物ではなく、文字や図画等をデジタル化し、パソコンや携帯電話等で読める形にしたもの。インターネットなどを通じての配信・閲覧が可能
注 70	家庭教育学級	58, 67 頁	家庭における教育力の向上や充実のために、保護者などを対象に行う学習の場
注 71	社会教育主事	59 頁	都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができるとされる。
注 72	学校支援 コーディネーター	65 頁	学校と地域の連携による学校の教育活動がより円滑に推進するよう、学校のニーズと地域の情報を調整する学校と地域の橋渡し役の人
注 73	近代化遺産	71 頁	幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木などの遺産

注 74	レファレンス	50, 55, 73, 74, 80 頁	必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること
注 75	SNS	79 頁	ソーシャルネットワークサービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。フェイスブック、ツイッターなど
注 76	市スポーツ推進委員	87, 98, 99, 104 頁	本市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対し、スポーツにおける実技の指導やその他スポーツに関する指導および助言を行う者。非常勤職員として教育委員会が委嘱している。定数は 322 名
注 77	新体力テスト	21, 87, 100 頁	文部科学省が定めた国民の体力・運動能力を調査するために実施するテスト
注 78	受益者負担	89 頁	特定の公共事業に必要な経費に充てるため、その事業から特に利益を受けるもの（受益者）がその利益に応じて原則としてその経費を負担すること
注 79	学区体育振興会	90, 96, 104 頁	当該小学校区内の住民に対しスポーツ振興活動を行う団体。主に健民運動会や球技大会・各種レクリエーション大会などを実施している。
注 80	社会体育	92 頁	学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションの活動を含む）
注 81	体育会館指定管理者	92 頁	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき、市に代わって公の施設の管理を行う民間事業者等。本市の体育会館に関しては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間、スポーツコミュニティよこすかが管理を行っている。

<参考>

新学習指導要領における新たな学力観

【教育基本法】※平成 18 年 12 月改正

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主および自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

【学校教育法】※平成 19 年 6 月改正

第三十条 (略)

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(中学校は第四十九条、高等学校は第六十二条で準用)

【中央教育審議会答申

学習指導要領改訂の考え方】

- ・教育基本法の改正等で明確となった教育理念を踏まえ「生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)」を育成
- ・学力の3つの重要な要素の育成
 - －基礎的な知識・技能
 - －知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力
 - －学習に取り組む意欲
- ・道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成

【中学校学習指導要領総則第 1 章第 1 の 1】

(抜粋)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、**基礎的・基本的な知識および技能**を着実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力**その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育に努めなければならない。

※小学校、高等学校も同様

確かな学力

知識・技能に加え、
学ぶ意欲や、
自分で課題を見付け、
自ら学び、主体的に
判断し、行動し、
よりよく問題を解決する
資質や能力など



出所：文部科学省ホームページ

(2) 計画の検討体制

① 附属機関（意見聴取）

ア 横須賀市支援教育推進委員会

すべての子どもに対する支援教育の推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行う委員会で、学校教育編についての意見を聴取しました。

イ 横須賀市社会教育委員会議

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員で構成している審議会で、社会教育編についての意見を聴取しました。

ウ 横須賀市スポーツ推進審議会

スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する審議会で、スポーツ編についての意見を聴取しました。

② 学識経験者（意見聴取） ※敬称略、五十音順

小林 宏己（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）

蛭田 道春（大正大学人間学部教育人間学科教授）

渡部 鎌二（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部人間総合・専門基礎担当非常勤講師）

③ 横須賀市教育振興基本計画策定検討プロジェクトチーム

教育委員会各課などの係長・主査による庁内組織で、計画策定の検討をしました。

(3) 計画の検討経過

① 検討スケジュール

平成25年	1月	～	2月	教育アンケート（学校教育編、社会教育編、スポーツ編）	実施
	4月		23日	教育委員会定例会（4月）	報告
	5月		28日	第1回支援教育推進委員会	意見聴取
	7月		19日	第1回スポーツ推進審議会	意見聴取
			23日	第2回支援教育推進委員会	意見聴取
	8月		16日	教育委員会臨時会（8月）	報告
	9月		9日	平成25年第3回市議会定例会教育福祉常任委員会	報告
			17日	第2回社会教育委員会議	意見聴取
			20日	教育委員会定例会（9月）	報告
	10月		1日	第3回支援教育推進委員会	意見聴取
			23日	第2回スポーツ推進審議会	意見聴取
	11月		15日	教育委員会定例会（11月）	報告
			29日	平成25年第4回市議会定例会教育福祉常任委員会	報告
	12月		3日	第4回支援教育推進委員会	意見聴取
平成26年	1月		28日	第5回支援教育推進委員会	意見聴取
	2月		7日	教育委員会定例会（2月）にて議決、計画決定	

② 教職員意見募集

* 素案に対する意見募集 (8月8日～9月20日) 意見総数 57件

(4) 参考データ

① 学校数・児童生徒数・学級数 (市立学校：平成25年5月1日時点)

* カッコ内は、特別支援学級の再掲

区分	学校数	児童数 生徒数	学級数	教職員数
幼稚園	2	107	4	4
小学校	46	20,528(348)	771(107)	1,296
中学校	23	10,618(209)	353(56)	753
高等学校(全日制)	1	960	25	82
高等学校(定時制)	1	210	7	20
特別支援学校	2	67	26	77
専修学校	1	122	3	15

② 人口・世帯数・市域面積 (平成25年4月1日推計人口)

[人口] 410,260人

[世帯数] 165,018世帯

[市域面積] 100.71k㎡

③ 子どもの数の推移

(*横須賀市都市政策研究所の将来人口推計(平成20年1月推計)をもとに作成)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
未就学児(0～5歳)	19,232	18,701	18,146	17,524	16,939	16,401
小学生(6～11歳)	22,403	21,875	21,348	20,874	20,322	19,686
中学生(12～14歳)	11,237	11,304	11,331	11,344	11,160	11,024

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
未就学児(0～5歳)	15,903	15,456	15,065	14,719	14,421	14,157
小学生(6～11歳)	19,146	18,618	18,064	17,445	16,865	16,329
中学生(12～14歳)	10,760	10,426	10,043	9,840	9,629	9,383



YOKOSUKA CITY
SINCE 1907



横須賀が好き!

横須賀市教育振興基本計画

第2期実施計画 (2014~2017)

発行年月 2014年(平成26年)3月

発行 横須賀市教育委員会(担当 教育委員会事務局教育総務部総務課)

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-9751 FAX 046-822-6849

E-mail : sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8110/kyouiku_plan/index.html

この冊子は、400部製作し、1部あたりの印刷経費は円です。